

保険契約者の皆さまへ

令和3年10月

# サイバーセキュリティ保険 包括職業賠償責任保険

普通保険約款・特約集

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
TEL:03-5424-0101 (大代表)  
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>



このたびは当社のサイバーセキュリティ保険・包括職業賠償責任保険をご契約いただき、誠にありがとうございます。

心より厚く御礼申し上げます。

この「普通保険約款・特約集」はご契約に伴う大切な事がらを記載したものです。

必ずお読みくださいますようお願いいたします。

※「サイバーセキュリティ保険」は「サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険」のペットネームです。

## 目次

---

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| I. 普通保険約款・特約一覧表 .....       | 1  |
| II. 包括職業賠償責任保険普通保険約款 .....  | 3  |
| III. 特約 .....               | 15 |
| ご契約にセットされる特約について .....      | 15 |
| IV. 返還保険料のお取扱いについて .....    | 62 |
| V. 保険会社等のご連絡・お問い合わせ窓口 ..... | 72 |

### 【Web約款について】

Web約款は、環境配慮（紙の使用量削減）を目的として、当社ホームページで閲覧が可能な「普通保険約款・特約集」です。

Web約款を選択したお客さまで、紙の冊子「普通保険約款・特約集」が必要な場合は、代理店・扱者または当社までご連絡ください。

# I. 普通保険約款・特約一覧表

| 名 称                   | ページ |
|-----------------------|-----|
| 包括職業賠償責任保険普通保険約款      | 3   |
| サイバーセキュリティ特約          | 17  |
| プロテクト費用補償特約           | 25  |
| サイバーセキュリティ拡張補償特約      | 29  |
| サイバー攻撃補償特約（ベーシックプラン用） | 39  |
| 利益損害補償特約              | 40  |
| 営業継続費用補償対象外特約         | 46  |
| 追加記名被保険者特約            | 46  |
| IT業務特約                | 46  |
| 情報漏えい限定補償特約           | 48  |
| 不誠実行為補償対象外特約          | 48  |
| 共同保険に関する特約            | 48  |
| 保険料一般分割払特約            | 49  |
| 保険料大口分割払特約            | 51  |
| 保険料クレジットカード払特約        | 54  |
| 初回保険料口座振替特約           | 54  |
| 初回追加保険料口座振替特約         | 56  |
| 初回保険料払込取扱票・請求書払特約     | 57  |
| 保険料確定特約               | 59  |
| サイバーインシデント限定補償特約      | 59  |
| 先行行為補償特約              | 60  |
| 損害賠償請求期間延長特約          | 60  |
| 国外危険補償特約              | 60  |
| 上乗せ保険契約特約             | 60  |
| 求償権放棄特約               | 61  |
| 被保険者の追加に関する特約         | 61  |



## Ⅱ．包括職業賠償責任保険普通保険約款

### 包括職業賠償責任保険普通保険約款

全てのご契約に本約款が適用されます。

# 包括職業賠償責任保険普通保険約款

## 「用語の説明」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の説明は次のとおりとします。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

(50音順)

|   | 用語        | 説明                                                                                                                                                                               |
|---|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| い | 一連の損害賠償請求 | 損害賠償請求がなされた時もしくは場所または損害賠償請求者の数等にかかわらず、同一の行為（注）またはその行為に関連する他の行為に起因するすべての損害賠償請求をいいます。なお、一連の損害賠償請求は、最初の損害賠償請求がなされた時にすべてなされたものとみなします。<br>（注）同一の行為には、複数の顧客に対し、同一内容の説明を行った一連の行為を含みます。  |
| き | 記名被保険者    | この保険契約の保険証券の記名被保険者の欄に記載された者をいいます。                                                                                                                                                |
| け | 継続契約      | 包括職業賠償責任保険普通保険約款に基づく当社との保険契約（以下「包括職業賠償責任保険契約」といいます。）の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする包括職業賠償責任保険契約をいいます。<br>（注）保険期間の終了日とは、その包括職業賠償責任保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。 |
| し | 始期日       | 保険期間の初日をいいます。                                                                                                                                                                    |
|   | 初年度契約     | 継続契約以外の包括職業賠償責任保険契約をいいます。                                                                                                                                                        |
| そ | 争訟費用      | 被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟（注1）によって生じた費用（注2）で、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。<br>（注1）争訟とは、訴訟、調停、和解または仲裁等をいいます。<br>（注2）争訟によって生じた費用には、被保険者および被保険者の役員または使用人の報酬、賞与または給与等を含みません。                   |
| た | 他の保険契約等   | この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。                                                                                                                                  |
| て | 訂正の申出     | 告知事項（注）について書面をもって訂正を当社に申し出ることであって、第12条（告知義務）（3）③またはこの普通保険約款に付帯される特約に規定する訂正の申出をいいます。<br>（注）告知事項とは、第12条（1）に定める告知事項をいいます。                                                           |
| は | 犯罪行為      | 刑に処せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑に処せられなかった行為を含みます。                                                                                                                                   |
| へ | 変更日       | 訂正の申出の承認、通知事項の通知の受領または契約条件変更の申出の承認によって保険契約内容を変更すべき期間の初日をいいます。                                                                                                                    |
| ほ | 法律上の損害賠償金 | 法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金（注）の加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。<br>（注）倍額賠償金には、類似するものを含みます。                |
|   | 保険期間      | 保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。                                                                                                                                      |
|   | 保険申込書     | 当社にこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。                                                                                                               |
| ま | 満期日       | 保険期間の末日をいいます。                                                                                                                                                                    |

## 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が保険証券記載の業務（以下「業務」といいます。）につき行った行為（不作為を含みます。以下「行為」といいます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この普通保険約款に従い、保険金を支払います。

## 第2条（被保険者）

（1）この保険契約において、被保険者とは、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 記名被保険者
- ② 記名被保険者の役員または使用人
- ③ 記名被保険者の役員または使用人であった者

（2）本条（1）②および③に定める者については、記名被保険者の役員または使用人

として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

### 第3条（保険金を支払わない場合－その1）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動（注1）、労働争議または騒擾
- ② 地震、噴火、洪水または津波
- ③ 核物質の危険性（注2）または放射能汚染（注3）
- ④ 次のいずれかの事由

ア、汚染物質（注4）の排出、流出、いつ出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態

イ、汚染物質（注4）の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請

- ⑤ 被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物（注5）の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての費用

（注1）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

（注3）放射能汚染は、形態を問いません。

（注4）汚染物質とは、固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

（注5）被保険者が製造、製作または販売した財物には、それが他の財物の一部となっている場合には、その財物全体を含みます。

### 第4条（保険金を支払わない場合－その2）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、本条の規定が適用されるものとします。

- ① 被保険者の犯罪行為（注1）
  - ② 被保険者の故意または重過失による法令違反
  - ③ 被保険者が他人に損失を与えることを認識（注2）しながら行った行為
  - ④ 業務に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
  - ⑤ 業務に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
  - ⑥ 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行
  - ⑦ 被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たこと。
  - ⑧ 被保険者が、公表されていない情報を違法に利用して、株式、社債等の売買等を行ったこと。
  - ⑨ 被保険者が得たまたは請求した報酬
- （注1）犯罪行為には、過失犯を含みません。
- （注2）認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

### 第5条（保険金を支払わない場合－その3）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 身体の障害（注1）または精神的苦痛に対する損害賠償請求
  - ② 誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀損もしくは人格権侵害または情報の漏えいに対する損害賠償請求
  - ③ 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（注2）に対する損害賠償請求
  - ④ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求
  - ⑤ 漁業権、営業権、鉱業権、その他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害に対する損害賠償請求
  - ⑥ 他の被保険者からなされた損害賠償請求
  - ⑦ 被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求
- （注1）身体の障害とは、傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
- （注2）財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因する財物の使用不能損害を含みます。

### 第6条（保険金を支払わない場合－その4）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金

を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 初年度契約の始期日より前に行われた行為に起因する一連の損害賠償請求
  - ② この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた（注）場合において、その状況の原因となる行為に起因する一連の損害賠償請求
  - ③ この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する一連の損害賠償請求
- （注）知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

#### 第7条（損害の範囲）

当社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、次のいずれかに該当するものを被保険者が負担することによって生じる損害に限り、支払います。

- ① 法律上の損害賠償金
- ② 争訟費用

#### 第8条（支払保険金）

- （1）当社は、損害の合計額が、一連の損害賠償請求につき保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額を保険金として、支払います。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \left( \boxed{\text{損害の合計額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} \right) \times \boxed{\text{保険証券記載の縮小支払割合}}$$

- （2）当社がこの保険契約で支払う保険金の額は、すべての被保険者に対して支払う金額の合計で保険証券記載の支払限度額を限度とします。また、第28条（損害賠償請求等の通知）（2）の規定に従い、この保険契約の保険期間中になされたものとみなされる損害賠償請求についても、保険証券記載の支払限度額が適用されるものとします。
- （3）当社は、争訟費用を保険証券記載の支払限度額に加算して支払うものではありません。争訟費用は損害の一部であり、本条（1）および（2）の規定が適用されるものとします。

#### 第9条（保険責任の始期および終期）

- （1）この保険契約で補償される期間は、始期日の午後4時に始まり、満期日の午後4時に終わります。ただし、保険証券の保険期間欄にこれと異なる開始時刻または終了時刻が記載されている場合は、それぞれその時刻に始まり終わるものとします。
- （2）本条（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

#### 第10条（保険料の払込方法）

- （1）保険契約者は、この普通保険約款に付帯される特約の規定により定めた保険料の払込方法に従い、この保険契約の保険料を払い込まなければなりません。ただし、この普通保険約款に付帯される特約の規定により保険料の払込方法を定めなかった場合には、保険料は、保険契約の締結と同時にその全額を払い込まなければなりません。
- （2）保険期間が始まった後でも、保険契約者が保険料の払込みを怠った場合は、この普通保険約款に付帯される特約で別に定める場合を除き、当社は、始期日から保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第11条（保険責任のおよぶ地域）

当社は、被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、日本国内でなされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第12条（告知義務）

- （1）保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険申込書の記載事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- （2）当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険申込書の記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）本条（2）の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 本条（2）に規定する事実がなくなった場合
  - ② 当社が保険契約締結の際、本条（2）に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（注）
  - ③ 保険契約者または被保険者が、当社が保険金を支払うべき損害賠償請求がなされる前に、保険申込書の記載事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
  - ④ 次のいずれかに該当する場合  
ア、当社が、本条（2）の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合



イ、保険契約締結時から5年を経過した場合

- (4) 本条(2)に規定する事実が、当社が保険申込書において定めた危険に関する重要な事項に関係のないものであった場合には、本条(2)の規定を適用しません。ただし、他の保険契約等に関する事項については、本条(2)の規定を適用します。
- (5) 本条(2)の規定による解除が損害賠償請求がなされた後になされた場合であっても、第21条(保険契約の解約・解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (6) 本条(5)の規定は、本条(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用しません。

(注) 当社が保険契約締結の際、本条(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合には、当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

### 第13条(通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実(注1)が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当社に申し出て、変更の承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社に申し出る必要はありません。

- (2) 本条(1)の事実がある場合(注2)には、当社は、その事実について変更届出書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) 本条(2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① 当社が、本条(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合

② 本条(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合

- (4) 保険契約者または被保険者が本条(1)に規定する手続を怠った場合には、当社は、本条(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、本条(1)に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときは除きます。

- (5) 本条(4)の規定は、本条(1)の事実に基づかずになされた損害賠償請求による損害については適用しません。

(注1) 保険申込書の記載事項の内容に変更を生じさせる事実とは、保険申込書の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

(注2) 本条(1)の事実がある場合には、本条(4)ただし書きの規定に該当する場合を含みません。

### 第14条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

### 第15条(保険契約に関する調査)

当社は、いつでも保険申込書の記載事項または保険契約に関して必要なその他の事項について、調査することができます。

### 第16条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

### 第17条(保険契約の取消)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

### 第18条(保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、この場合において、当社が未払込保険料(注)を請求したときには、保険契約者は、その保険料を払い込まなければなりません。

(注) 未払込保険料とは、解約時までの既経過期間に対して払い込まれるべき保険料のうち、払込みがなされていない保険料をいいます。

### 第19条(当社による保険契約の解除)

当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第15条(保険契約に関する調査)に規定する調査を拒んだ場合。ただし、その拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には、解除することはできません。

② 保険契約者が第23条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)①または②の追加保険料の払込みを怠った場合。ただし、当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限り、当社が、

第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）

- （１）当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
    - ア. 反社会的勢力（注１）に該当すると認められること。
    - イ. 反社会的勢力（注１）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
    - ウ. 反社会的勢力（注１）を不当に利用していると認められること。
    - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注１）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - オ. その他反社会的勢力（注１）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - ④ 上記①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、上記①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- （２）当社は、被保険者が本条（１）③ア. からオ. までのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除（注２）することができます。
- （３）本条（１）または（２）の規定による解除が損害賠償請求がなされた後になされた場合であっても、第21条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、本条（１）①から④までの事由または本条（２）の解除の原因となる事由が生じた時以後になされた損害賠償請求による損害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- （４）保険契約者または被保険者が本条（１）③ア. からオ. までのいずれかに該当することにより本条（１）または（２）の規定による解除がなされた場合には、本条（３）の規定は、次の損害については適用しません。
- ① 本条（１）③ア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
  - ② 本条（１）③ア. からオ. までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害
- （注１）反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。
- （注２）解除する範囲は、被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

第21条（保険契約の解約・解除の効力）

保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第22条（保険料の精算）

- （１）保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められている場合においては、保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく保険料を確定するために必要な資料を当社に提出しなければなりません。
- （２）当社は、保険期間中および保険期間終了後１年間は、いつでも保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- （３）当社は、本条（１）および（２）の資料に基づいて算出された保険料（注）と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。
- （注）本条（１）および（２）の資料に基づいて算出された保険料が保険証券記載の最低保険料に達しない場合は、その最低保険料とします。

第23条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

当社は、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が１年を超えまたは１年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

| 区分                                 | 保険料の返還、追加保険料の請求                 |
|------------------------------------|---------------------------------|
| ① 第12条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合 | 変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。 |

|                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② 第13条（通知義務）（1）の事実が発生した場合</p>                                             | <p>次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額（注1）を返還または請求します。</p> <p>ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額（注1）を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ <p>イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額（注1）のいずれか低い額を返還します。</p> <p>（ア）</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ <p>（イ）</p> $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$                                              |
| <p>③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合</p> | <p>次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。</p> <p>ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \boxed{\text{未経過期間に対応する短期料率（注2）}}$ <p>イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。</p> <p>（ア）</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left( 1 - \boxed{\text{既経過期間に対応する短期料率（注2）}} \right)$ <p>（イ）</p> $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$ |

（注1）算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、第13条（通知義務）（1）の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

（注2）短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

**第24条（保険料の返還－無効または失効の場合）**

（1）保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

| 区分             | 保険料の返還                                                                                  |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 保険契約が無効となる場合 | 既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、第16条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。          |
| ② 保険契約が失効となる場合 | <p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$ |

（2）本条（1）の規定にかかわらず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、第22条（保険料の精算）（3）の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

**第25条（保険料の返還－取消の場合）**

第17条（保険契約の取消）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

**第26条（保険料の返還－解約または解除の場合）**

（1）保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合

またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

| 区分                                                                                                                       | 保険料の返還                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 第12条（告知義務）（2）、第13条（通知義務）（2）、第19条（当社による保険契約の解除）、第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（1）またはこの普通保険約款に付帯される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合 | <p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \frac{\text{未経過日数}}{365}$                                                                                                                                                  |
| ② 第18条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合                                                                          | <p>次の算式により算出したア、またはイ、のいずれか低い額を返還します。</p> <p>ア、</p> $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left( 1 - \frac{\text{既経過期間に対応する短期料率（注）}}{\text{既経過期間に対応する短期料率（注）}} \right)$ <p>イ、</p> $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$ |

（2）本条（1）の規定にかかわらず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が解約または解除となる場合には、当社は、第22条（保険料の精算）（3）の規定によって保険料を精算します。

（3）本条（1）および（2）の規定にかかわらず、保険契約が解約または解除となる場合において、既経過期間中に保険金を支払うべき損害賠償請求がなされていたときは、当社は、保険金相当額に対応する保険料を返還しません。

（注）短期料率とは、別表に掲げる短期料率をいいます。

#### 第27条（追加保険料領収前の損害賠償請求）

（1）第23条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）①または②の規定により追加保険料を請求する場合において、第19条（当社による保険契約の解除）②の規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

（2）第23条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）③の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に従い、保険金を支払います。

#### 第28条（損害賠償請求等の通知）

（1）保険契約者または被保険者は、被保険者に対してなされたすべての損害賠償請求を遅滞なく当社に対して書面にて、損害賠償請求者の氏名および被保険者が最初にその請求を知った時の状況を含め、申し立てられている行為および原因となる事実に関する情報を通知しなければなりません。

（2）保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（注）を知った場合には、その状況ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく、当社に対して書面により通知しなければなりません。この場合において、通知された事実または行為に起因して、被保険者に対してなされた損害賠償請求は、通知の時をもってなされたものとみなします。

（3）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）もしくは（2）に規定する通知を行わない場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況とは、損害賠償請求がなされることが合理的に予想される状況に限ります。

#### 第29条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）

（1）保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、次表「損害賠償請求がなされた時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

| 損害賠償請求がなされた時の義務                                                               | 義務違反の場合の取扱い                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。                                                        | 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額を差し引いて保険金を支払います。             |
| ② 他人に損害賠償の請求（注１）をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。                        | 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求（注１）をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。 |
| ③ 損害賠償の請求（注１）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。                           | 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。                         |
| ④ 他の保険契約等の有無および内容（注２）について遅滞なく当社に通知すること。                                       |                                                                                                  |
| ⑤ 上記①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。 |                                                                                                  |

（２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（１）⑤の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注１）損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注２）他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

### 第30条（争訟費用および法律上の損害賠償金）

（１）被保険者は、あらかじめ当社の同意がない限り、損害賠償責任の全部もしくは一部を承認し、または争訟費用の支払を行ってはなりません。

（２）被保険者が正当な理由なく本条（１）の規定に違反した場合は、当社は、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

（３）当社は、この保険契約によって防御の義務を負担するものではありません。

### 第31条（損害賠償請求解決のための協力）

（１）当社は、当社が必要と認めた場合には、自己の費用をもって、被保険者に対する損害賠償請求についての訴訟、調停、和解、仲裁または調査につき、被保険者に協力することができるものとします。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、当社に協力し必要な情報を提供しなければなりません。

（２）被保険者が、正当な理由がなく本条（１）の当社の求めに応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

### 第32条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

（１）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が損害の額（注２）以下のときは、当社は、この保険契約の支払責任額（注１）を支払保険金の額とします。

（２）他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注１）の合計額が損害の額（注２）を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

| 区分                              | 支払保険金の額                                                                     |
|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 | この保険契約の支払責任額（注１）                                                            |
| ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合    | 損害の額（注２）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注１）を限度とします。 |

（注１）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注２）損害の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

### 第33条（保険金の請求）

（１）被保険者が保険金の支払を受けようとする場合、当社に対して保険金の支払を請求しなければなりません。

（２）当社に対する保険金請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が



確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

- (3) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

| 保険金請求に必要な書類または証拠 |                                                                                        |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| ①                | 保険金請求書                                                                                 |
| ②                | 当社の定める事故状況報告書                                                                          |
| ③                | 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類            |
| ④                | 争訟費用の請求に関しては、争訟費用の額を示す見積書または請求書（注）                                                     |
| ⑤                | その他当社が第34条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの |

- (4) 当社は、損害賠償請求の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、本条（3）に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (5) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（4）の規定に違反した場合または本条（3）もしくは（4）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

- (6) 保険金請求権は、本条（2）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

（注）争訟費用の額を示す見積書または請求書について、既に支払がなされた場合はその領収書とします。

### 第34条（保険金の支払）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、損害賠償請求の原因、損害賠償請求がなされた状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および損害賠償請求と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解約、解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ 上記①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) 本条（1）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、本条（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

| 事由                                                                                                                                  | 期間   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ① 本条（1）①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）                                                                          | 180日 |
| ② 本条（1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会                                                                                           | 90日  |
| ③ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における本条（1）①から⑤までの事項の確認のための調査                                                                       | 60日  |
| ④ 本条（1）①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査                                                                             | 180日 |
| ⑤ 損害賠償請求の原因、損害の内容もしくは原因となる事由と損害の因果関係が過去の事例に鑑みて特殊である場合または同一の原因もしくは事由に基づき多数の損害賠償請求がなされた場合において、本条（1）①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 | 180日 |

- (3) 本条（2）①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、本条（2）①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、本条（2）①から⑤までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

- (4) 本条（1）から（3）までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）には、それによって確認が遅延した期間については、本条（1）から（3）までの期間に算入しないものとします。

(5) 本条(4)の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条(1)から(3)までの期間に算入しないものとし  
ます。

(6) 本条(1)から(5)までの規定による保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとし  
ます。

(注1) 請求完了日とは、被保険者が第33条(保険金の請求)(3)の規定による  
手続を完了した日をいいます。

(注2) 次表「期間」に掲げる日数とは、複数の「事由」に該当する場合は、その  
うち最長の日数とします。

(注3) 照会には、弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令  
に基づく照会を含みます。

(注4) 応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第35条(代位)

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得し  
た場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当  
社に移転します。ただし、移転するのは、次表「限度額」を限度とします。

| 区分                        | 限度額                                     |
|---------------------------|-----------------------------------------|
| ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 | 被保険者が取得した債権の全額                          |
| ② 上記①以外の場合                | 被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額 |

(2) 本条(1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権  
は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する本条(1)または(2)の債権の  
保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力  
しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、  
当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権には、共同不法行為等の場合における連帯債務  
者相互間の求償権を含みます。

#### 第36条(先取特権)

(1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注)について先取  
特権を有します。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、法律上の損害賠償金について保険金の  
支払を行うものとします。

① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被  
保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。

② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の  
指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合

③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請  
求権者が本条(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償  
請求権者に支払う場合

④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保  
険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から  
被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とし  
ます。

(3) 保険金請求権(注)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできま  
せん。また、保険金請求権(注)を質権の目的とし、または本条(2)③の場合を  
除いて差し押さえることはできません。ただし、本条(2)①または④の規定によ  
り被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権は、法律上の損害賠償金に対する保険金請求権に限り  
ます。

#### 第37条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

(1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当  
社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表  
者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

(2) 本条(1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、  
保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者  
または被保険者に対しても効力を有するものとします。

(3) 保険契約者が2名以上である場合には、それぞれの保険契約者は連帯してこの普  
通保険約款およびこの保険契約に適用される特約に関する義務を負うものとしま  
す。

#### 第38条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものと  
します。

#### 第39条(準拠法)

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

短期料率表

| 保険期間  | 年間保険料に対する割合 | 保険期間   | 年間保険料に対する割合 |
|-------|-------------|--------|-------------|
| 7日まで  | 10%         | 6か月まで  | 70%         |
| 15日まで | 15%         | 7か月まで  | 75%         |
| 1か月まで | 25%         | 8か月まで  | 80%         |
| 2か月まで | 35%         | 9か月まで  | 85%         |
| 3か月まで | 45%         | 10か月まで | 90%         |
| 4か月まで | 55%         | 11か月まで | 95%         |
| 5か月まで | 65%         | 12か月まで | 100%        |



# Ⅲ．特 約

## ご契約にセットされる特約について

- 以下の特約については、「適用される場合」に該当する場合にそれぞれ適用されます。なお、特約の条文中および適用条件の説明中の「保険証券」には、保険証券に添付される明細書または条件書その他の付属書類についても含むものとします。
- 保険証券の「特約」、「特記事項」欄または「その他特約および特記事項」欄に本表に掲げる特約以外の特約名が表示されており、保険証券にその特約が添付されている場合は、その特約についても適用されます。

### 【特約適用条件一覧表】

| 名称                    | 適用される場合（保険証券の表示等）                                                     | ページ |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------|-----|
| サイバーセキュリティ特約          | 特約欄に「39」または名称の表示がある場合                                                 | 17  |
| プロテクト費用補償特約           | 特約欄に「37」または名称の表示がある場合                                                 | 25  |
| サイバーセキュリティ拡張補償特約      | 特約欄に「27」または名称の表示がある場合                                                 | 29  |
| サイバー攻撃補償特約（ベーシックプラン用） | 特約欄に「66」または名称の表示がある場合                                                 | 39  |
| 利益損害補償特約              | 補償項目欄に名称の表示がある場合                                                      | 40  |
| 営業継続費用補償対象外特約         | 特約欄に「91」または名称の表示がある場合                                                 | 46  |
| 追加記名被保険者特約            | 特約欄に「70」または名称の表示がある場合                                                 | 46  |
| IT業務特約                | 特約欄に「49」または名称の表示がある場合                                                 | 46  |
| 情報漏えい限定補償特約           | 特約欄に「54」または名称の表示がある場合                                                 | 48  |
| 不誠実行為補償対象外特約          | 特約欄に「38」または名称の表示がある場合                                                 | 48  |
| 共同保険に関する特約            | 保険証券または保険証券に添付した共同保険契約分担表に、共同保険の分担会社および分担割合または分担会社それぞれの保険金額が表示されている場合 | 48  |
| 保険料一般分割払特約            | 払込方法欄に「〇〇分割口座振替」（〇〇は分割回数）の表示がある場合                                     | 49  |
| 保険料大口分割払特約            | 払込方法欄に「大口分割」の表示がある場合                                                  | 51  |
| 保険料クレジットカード払特約        | 特約欄に「Aイ」または名称の表示がある場合                                                 | 54  |
| 初回保険料口座振替特約           | 特約欄に「Aア」または名称の表示がある場合                                                 | 54  |
| 初回追加保険料口座振替特約         | 払込方法が口座振替方式で、かつ保険料一般分割払特約または保険料大口分割払特約がセットされる場合                       | 56  |
| 初回保険料払込取扱票・請求書払特約     | 払込方法欄に「一時払（払込票払）」または特約欄に「Aク」もしくは名称の表示がある場合                            | 57  |
| 保険料確定特約               | 特約欄に「34」または名称の表示がある場合                                                 | 59  |
| サイバーインシデント限定補償特約      | 特約欄に「39」または「サイバーセキュリティ特約」の表示がないすべての契約に適用されます。                         | 59  |

| 名称            | 適用される場合（保険証券の表示等）     | ページ |
|---------------|-----------------------|-----|
| 先行行為補償特約      | 特約欄に「08」または名称の表示がある場合 | 60  |
| 損害賠償請求期間延長特約  | 特約欄に「09」または名称の表示がある場合 | 60  |
| 国外危険補償特約      | 特約欄に「10」または名称の表示がある場合 | 60  |
| 上乗せ保険契約特約     | 特約欄に「06」または名称の表示がある場合 | 60  |
| 求償権放棄特約       | 特約欄に「07」または名称の表示がある場合 | 61  |
| 被保険者の追加に関する特約 | 特約欄に「05」または名称の表示がある場合 | 61  |

# サイバーセキュリティ特約

## 「用語の説明」

この保険契約において使用される用語の説明は、包括職業賠償責任保険普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。ただし、この保険契約に付帯される他の特約において別途用語の説明がある場合は、それによります。

(50音順)

|   | 用語         | 説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| き | 企業情報       | 特定の事業者に関する情報であり、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていない情報をいいます。                                                                                                                                                                                                                                           |
| け | 権利保全行使費用   | 包括職業賠償責任保険普通保険約款第29条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1）②に規定する手続に必要なかつ有益であると当社が認めた費用をいいます。                                                                                                                                                                                                                                       |
| こ | 個人情報       | 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定される個人情報をいい、死者の情報を含みます。                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|   | コンピュータシステム | 情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。                                                                                                                                                                                  |
| さ | サイバー攻撃     | <p>コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。</p> <p>① 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス</p> <p>② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為</p> <p>③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為</p> <p>④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為</p>                                                          |
| し | 使用人等       | <p>雇用契約または労働契約の有無にかかわらず、その使用者の業務に従事する者をいい、従業員、短時間労働者（注1）、契約社員、準社員、嘱託、非常勤・臨時社員、出向契約に基づき他の事業者から記名被保険者に出向してきている者、労働者派遣を業として行う事業者から記名被保険者に派遣された労働者、またはこれらの地位にあった者を含みます。また、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、雇用の形態にかかわらず派遣を目的としてその事業者に登録された者（注2）を含みます。</p> <p>（注1）短時間労働者とは、パートタイム労働者、アルバイト等をいいます。</p> <p>（注2）登録された者には、登録されていた者を含みます。</p> |
|   | 情報         | <p>次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① 個人情報</p> <p>② 企業情報</p> <p>③ 上記①および②を除き、電子データまたは記録媒体に記録された非電子データとして保有される情報</p>                                                                                                                                                                                                                  |
|   | 人格権侵害      | <p>名誉毀損、プライバシーの侵害、差別（注1）、虚偽告訴、侮辱もしくは信用毀損または氏名権（注2）、肖像権（注3）もしくはパブリシティ権（注4）の侵害をいいます。</p> <p>（注1）差別には、不正取引行為を含みません。</p> <p>（注2）氏名権とは、自己の氏名を他人に冒用されない権利をいいます。</p> <p>（注3）肖像権とは、自己の肖像を無断で他人に撮影、使用または公表されない権利をいいます。</p> <p>（注4）パブリシティ権とは、経済的利益または価値を有する自己の氏名もしくは名称または肖像を無断で他人に使用されない権利をいいます。</p>                                     |

|   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| そ | 訴訟対応費用 | <p>日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に、被保険者が現実に支出した次のいずれかに該当する費用（注）であって、被保険者に対する損害賠償請求訴訟の解決について必要かつ有益と当社が認めた費用をいいます。</p> <p>① 被保険者の使用人の超過勤務手当または臨時雇用費用</p> <p>② 被保険者の役員または使用人の交通費または宿泊費</p> <p>③ 訴訟に関する必要文書作成にかかる費用</p> <p>④ 被保険者または外部の実験機関が事故を再現するための実験に要する費用。ただし、事故の原因や状況を調査するために要した額を限度とし、事故後の製品開発・改良等を目的とする実験費用を含みません。</p> <p>⑤ 意見書または鑑定書の作成にかかる費用</p> <p>⑥ 増設したコピー機の賃借費用</p> <p>（注）費用は、通常要する費用に限りです。</p> |
| て | 電子情報   | <p>コンピュータシステムで取り扱われる電子的・光学的に存在する情報および磁気ディスクまたは光ディスク等の外部記憶装置に電子的・光学的に記録されたプログラム、データ等の情報をいいます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ほ | 本人     | <p>情報によって識別される特定の者をいいます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| や | 役員     | <p>会社法上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者をいい、退任等によりこれらの地位ではなくなった者を含みます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ろ | 漏えい    | <p>次のいずれかに該当する者以外の者に知られた（注１）ことをいいます。ただし、保険契約者または被保険者が知らせる意図をもって知らせた場合を除きます。</p> <p>① 本人</p> <p>② 保険契約者</p> <p>③ 記名被保険者</p> <p>④ 上記②および③の者の業務（注２）の全部またはその一部を受託している者</p> <p>⑤ 上記①から④までの者の役員および使用人等</p> <p>（注１）知られたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。</p> <p>（注２）業務は、その情報を取り扱う業務に限りです。</p>                                                                                                                  |

#### 第１条（保険金を支払う場合）

当社は、包括職業賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、記名被保険者が業務を遂行するにあたり、次のいずれかの事故（以下「事故」といいます。）に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。

① 次のいずれかに該当する情報の漏えいまたはそのおそれ

ア. 記名被保険者が自らの業務遂行（注１）の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する他人の情報（注２）

イ. 記名被保険者が自らの業務遂行（注１）の過程においてまたはその目的として被保険者以外の者に管理を委託した他人の情報（注３）

② 上記①を除き、記名被保険者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する次のいずれかに該当する事由

ア. 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害

イ. 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊

ウ. 他人の人格権侵害または著作権侵害

エ. その他不測かつ突発的な事由による他人の損失

（注１）業務遂行には、記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者に派遣された労働者による業務遂行を含みます。

（注２）所有、使用または管理する他人の情報には、所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。

（注３）管理を委託した他人の情報には、管理を委託しなくなったものを含みます。

#### 第２条（被保険者）

（１）この保険契約において、被保険者とは、普通保険約款第２条（被保険者）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者とします。

① 記名被保険者

② 記名被保険者の役員

（２）本条（１）②に定める者については、記名被保険者の役員として行うまたは行った行為に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。

#### 第３条（保険金を支払わない場合—その１）

（１）当社は、普通保険約款第３条（保険金を支払わない場合—その１）から第６条（保険金を支払わない場合—その４）までの保険金を支払わない場合の規定のほか、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払い

ません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、本条の規定が適用されるものとします。

- ① 被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱い
- ② 国または公共団体の公権力の行使（注１）
- ③ 被保険者によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為

（２）当社は、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された賠償責任
- ② 違約金（注２）
- ③ 採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ④ 株主代表訴訟
- ⑤ 企業その他組織の信用毀損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害
- ⑥ 業務の履行の追完または再履行のために要する費用（注３）
- ⑦ 業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用

（注１）国または公共団体の公権力の行使には、法令等による規制または要請を含みます。

（注２）違約金は、被保険者が支出したと否とを問いません。

（注３）費用には、追完または再履行のために提供する財物、情報または役務の価格を含み、被保険者が支出したと否とを問いません。

#### 第４条（保険金を支払わない場合—その２）

（１）当社は、第１条（保険金を支払う場合）②に規定する事由については、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限り、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 販売分析もしくは販売予測または財務分析の過誤
- ② 履行不能または履行遅滞（注１）。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- ③ 被保険者が上記②に規定する履行不能または履行遅滞（注１）を避けることを目的として行った不完全履行（注２）
- ④ 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- ⑤ 人工衛星（注３）の損壊または故障
- ⑥ 被保険者の業務に関する次のいずれかに該当する事由または行為  
ア. 業務の対価（注４）の見積もりまたは返還  
イ. 業務の対価の過大請求  
ウ. 業務の販売もしくは提供の中止もしくは終了または内容の変更  
エ. 業務の価格または内容の誤った記載、説明または宣伝
- ⑦ 商品、サービス、仕事等の誤発注。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- ⑧ 記名被保険者が金融機関（注５）に該当する場合において、次のいずれかに該当する事由または行為  
ア. コンピュータシステムにおける資金（注６）の移動  
イ. 預貯金、株式、債券、金融商品、商品先物、為替等の取引
- ⑨ 暗号資産（注７）の取引
- ⑩ 記名被保険者が次のいずれかに該当する場合において、電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給・中継の中断または障害  
ア. 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者  
イ. ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者  
ウ. 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者  
エ. 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者

（２）当社は、第１条（保険金を支払う場合）②に規定する事由については、次のいずれかに該当する事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報に起因する損害を除きます。

- ① 記名被保険者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム（注８）の所有、使用または管理
- ② 記名被保険者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報
- ③ 記名被保険者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報

- (注1) 履行不能または履行遅滞には、類似のものを含まず。
- (注2) 履行不能または履行遅滞(注1)を避けることを目的として行った不完全履行には、履行不能または履行遅滞を避けることを目的として不完全履行を行ったと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
- (注3) 人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。
- (注4) 業務の対価は、販売代金、手数料、報酬等名称を問いません。
- (注5) 金融機関には、次のいずれかに該当する者を含みます。
- ① 決済代行会社(割賦販売法(昭和36年法律第159号)に定めるクレジットカード番号等取扱契約締結事業者をいいます。)
  - ② 金融商品取引所(暗号資産交換業を含みます。)
  - ③ 信用保証協会
- (注6) 資金には、電子マネー、その他これらに類似のものを含みます。
- (注7) 暗号資産とは、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます。
- (注8) 他人が使用することを目的としたコンピュータシステムには、記名被保険者の業務のために販売代理店、加盟店、下請業者等が使用するものを含み、記名被保険者の商品、サービス等をその顧客に販売または提供するものを含まず。

## 第5条(損害の範囲および支払保険金)

- (1) 当社が第1条(保険金を支払う場合)の規定により保険金を支払う損害は、普通保険約款第7条(損害の範囲)に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する費用を被保険者が負担することによって生じる損害を含みます。

- ① 権利保全行使費用
- ② 訴訟対応費用

- (2) 普通保険約款第8条(支払保険金)(1)の規定にかかわらず、当社は、損害の額の合計額が、一連の損害賠償請求につき、保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、次の算式によって算出される額を保険金として支払います。

|       |   |          |   |             |
|-------|---|----------|---|-------------|
| 保険金の額 | = | 損害の額の合計額 | - | 保険証券記載の免責金額 |
|-------|---|----------|---|-------------|

- (3) 当社が訴訟対応費用に対して支払うべき保険金の額は、一連の損害賠償請求につき1,000万円、保険期間中につき1,000万円を限度とします。
- (4) 普通保険約款第8条(支払保険金)(2)および本条(2)の規定は、本条(1)に規定する損害の額の合計に対して適用します。
- (5) 当社は、権利保全行使費用および訴訟対応費用を保険証券に記載された支払限度額に加算して支払うものではありません。権利保全行使費用および訴訟対応費用は損害の一部であり、本条(4)の規定が適用されるものとします。

## 第6条(保険期間と保険責任の関係)

- (1) この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(注)ときは、当社は、その事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(注)ときは、当社は、その事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (注) 知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

## 第7条(保険金を支払わない場合の適用除外)

- (1) この保険契約においては、普通保険約款第4条(保険金を支払わない場合—その2)①から③までの規定は、記名被保険者の使用人等の行った行為に対しては、適用しません。
- (2) この保険契約においては、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

| 普通保険約款の規定               | 読替前                                                | 読替後                              |
|-------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------|
| ① 第5条(保険金を支払わない場合—その3)① | 身体の障害(注1)または精神的苦痛                                  | 身体の障害(注1)                        |
| ② 第5条②                  | 誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀損もしくは人格権侵害または情報の漏えい | 被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害    |
| ③ 第5条④                  | 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害               | 特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害 |

- (3) この保険契約においては、普通保険約款第5条(保険金を支払わない場合—その3)⑤および⑦ならびに普通保険約款第6条(保険金を支払わない場合—その4)①の規定は適用しません。

## 第8条(保険料算出の基礎)

- (1) この保険契約において、記名被保険者が次表「区分」のいずれかに該当する場合は、第9条(保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合)、第10条(保

保険料の返還－無効または失効の場合）（２）および第11条（保険料の返還－解約または解除の場合）（２）ならびに普通保険約款第22条（保険料の精算）（１）の規定中「領収金または売上高」とあるのを、次表「算出の基礎」とおり読み替えて適用します。

| 区分                                   | 算出の基礎                 |
|--------------------------------------|-----------------------|
| ① 記名被保険者が銀行業、協同組織金融業または農林水産金融業である場合  | 経常収益                  |
| ② 記名被保険者が生命保険代理業または損害保険代理業である場合      | 取扱手数料                 |
| ③ 記名被保険者が学校教育を行う場合                   | 納付金、手数料<br>および寄付金の合計額 |
| ④ 記名被保険者が生活共同組合連合会または生活協同組合である場合     | 供給高                   |
| ⑤ 記名被保険者が健康保険組合である場合                 | 経常収入                  |
| ⑥ 記名被保険者が年金基金である場合                   | 年金経理の掛金収入             |
| ⑦ 記名被保険者が労働組合である場合                   | 組合費収入                 |
| ⑧ 記名被保険者が交通安全協会、社会福祉協議会または青年会議所である場合 | 収入合計                  |
| ⑨ 記名被保険者が信用保証協会である場合                 | 保証料収入                 |
| ⑩ 記名被保険者が指定管理者（注１）である場合              | 指定管理業務にかかる収入<br>合計    |

（２）この保険契約に保険料確定特約が付帯されている場合は、保険料確定特約第1条（保険料算出の基礎）の規定にかかわらず、この保険契約の保険料を定めるために用いる算出の基礎を次表のとおり読み替えて、保険料確定特約の規定を適用します。

| 区分                                   | 算出の基礎                                                                |
|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| ① 記名被保険者が銀行業、協同組織金融業または農林水産金融業である場合  | 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注２）の経常収益                                        |
| ② 記名被保険者が生命保険代理業または損害保険代理業である場合      | 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注２）の取扱手数料                                       |
| ③ 記名被保険者が学校教育を行う場合                   | 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注２）において、記名被保険者が行った仕事の全売上高等のうち、納付金、手数料および寄付金の合計額 |
| ④ 記名被保険者が生活共同組合連合会または生活協同組合である場合     | 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注２）の供給高                                         |
| ⑤ 記名被保険者が健康保険組合である場合                 | 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注２）の経常収入                                        |
| ⑥ 記名被保険者が年金基金である場合                   | 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注２）の年金経理の掛金収入                                   |
| ⑦ 記名被保険者が労働組合である場合                   | 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注２）の組合費収入                                       |
| ⑧ 記名被保険者が交通安全協会、社会福祉協議会または青年会議所である場合 | 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注２）の収入合計                                        |
| ⑨ 記名被保険者が信用保証協会である場合                 | 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注２）の保証料収入                                       |
| ⑩ 記名被保険者が①から⑨まで以外の場合                 | 保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（注２）の売上高                                         |

（注１）指定管理者とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２（公の施設の設置、管理及び廃止）第３項に規定する指定管理者をいいます。

（注２）その会計年度の期間が１年間でない場合は、期間１年間の会計年度で最近のものとしします。

#### 第9条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

当社は、普通保険約款第23条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、保険料の返還または追加保険料の請求について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が１年を超えまたは１年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還または追加保険料を請求することがあります。

| 区分                                       | 保険料の返還、追加保険料の請求                 |
|------------------------------------------|---------------------------------|
| ① 普通保険約款第12条（告知義務）（１）により告げられた内容が事実と異なる場合 | 変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。 |



|                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② 普通保険約款第13条（通知義務）（1）の事実が発生した場合</p>                                       | <p>次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、この保険契約に保険料確定特約が付帯されず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき算出した額（注1）を返還または請求します。</p> <p>ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額（注1）を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未經過月数（注2）}}{12}$ <p>イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額（注1）のいずれか低い額を返還します。</p> <p>（ア）</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left( 1 - \frac{\text{既経過月数（注3）}}{12} \right)$ <p>（イ）</p> $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$         |
| <p>③ 上記①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約条件変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合</p> | <p>次のア、またはイ、のとおりとします。ただし、この保険契約に保険料確定特約が付帯されず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約の場合は、変更後の保険料と変更前の保険料との差に基づき計算した、未經過期間に対する保険料を返還または請求します。</p> <p>ア、変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \frac{\text{未經過月数（注2）}}{12}$ <p>イ、変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した（ア）または（イ）のいずれか低い額を返還します。</p> <p>（ア）</p> $\boxed{\text{変更前の保険料と変更後の保険料との差額}} \times \left( 1 - \frac{\text{既経過月数（注3）}}{12} \right)$ <p>（イ）</p> $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$ |

（注1）算出した額とは、保険契約者または被保険者の申出に基づき、普通保険約款第13条（通知義務）（1）の事実が発生した時以後の期間に対して算出した額とします。

（注2）未經過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

（注3）既経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

#### 第10条（保険料の返還－無効または失効の場合）

（1）当社は、普通保険約款第24条（保険料の返還－無効または失効の場合）（1）の規定にかかわらず、保険契約の無効または失効の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

| 区分                    | 保険料の返還                                                                                                       |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 保険契約が無効となる場合</p> | <p>既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、普通保険約款第16条（保険契約の無効）の規定により、保険契約が無効となる場合は既に払い込まれた保険料を返還しません。</p>                   |
| <p>② 保険契約が失効となる場合</p> | <p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left( 1 - \frac{\text{既経過月数（注）}}{12} \right)$ |

（2）本条（1）の規定にかかわらず、この保険契約に保険料確定特約が付帯されず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が失効となる場合には、普通保険約款第22条（保険料の精算）（3）の規定によって保険料を

精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。

(注) 既経過月数について、1 か月に満たない期間は1 か月とします。

#### 第11条 (保険料の返還－解約または解除の場合)

(1) 当社は、普通保険約款第26条 (保険料の返還－解約または解除の場合) (1) の規定にかかわらず、保険契約の解約または解除の場合には、保険料の返還について、次のとおりとします。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

| 区分                                                                                                                                      | 保険料の返還                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 普通保険約款第12条 (告知義務) (2)、同第13条 (通知義務) (2)、同第19条 (当社による保険契約の解除)、同第20条 (重大事由がある場合の当社による保険契約の解除) (1) またはこの保険契約に付帯される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合 | 次の算式により算出した額を返還します。<br>$\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left( 1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{12} \right)$                                                                                         |
| ② 普通保険約款第18条 (保険契約者による保険契約の解約) の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合                                                                                 | 次の算式により算出したア、またはイ、のいずれか低い額を返還します。<br>ア.<br>$\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} \times \left( 1 - \frac{\text{既経過月数 (注)}}{12} \right)$<br>イ.<br>$\boxed{\text{既に払い込まれた保険料}} - \boxed{\text{保険証券記載の最低保険料}}$ |

(2) 本条 (1) の規定にかかわらず、保険料が領収金または売上高に対する割合によって定められた保険契約が解約または解除となる場合には、当社は、普通保険約款第22条 (保険料の精算) (3) の規定によって保険料を精算します。ただし、保険契約が解除となる場合は、普通保険約款第22条 (注) の規定は適用しません。

(注) 既経過月数について、1 か月に満たない期間は1 か月とします。

#### 第12条 (事故の通知)

(1) 保険契約者または被保険者は、事故の発生を知った場合は、遅滞なく、当社に対して書面により次の事項を通知しなければなりません。

- ① 事故が発生した日 (注)
- ② 事故の発生を知った日
- ③ 事故の内容
- ④ 漏えいしたまたはそのおそれのある情報の内容
- ⑤ 警察署もしくは行政庁または公的機関への届出を行った場合、その届出日
- ⑥ 公的機関からの通報を受領した場合、その通報の受領日および内容

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく本条 (1) に規定する通知を行わない場合または本条 (1) の事項に関して知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 本条 (1) の通知がなされた場合は、普通保険約款第28条 (損害賠償請求等の通知) (2) に規定する通知がなされたものとみなします。

(注) 事故が発生した日は、複数日ある場合には最も早い日とし、特定できない場合には発生した可能性のある最も早い日とします。

#### 第13条 (損害賠償請求等の通知)

普通保険約款第28条 (損害賠償請求等の通知) (2) の規定により保険期間中に当社になされた通知については、この保険契約の終了 (注) 後5年以内に損害賠償請求がなされた場合に限り、保険金を支払います。

(注) 保険契約の終了とは、失効、解約または解除の場合は、その失効、解約または解除の日とします。

#### 第14条 (保険金の請求)

(1) 当社に対する権利保全行使費用または訴訟対応費用についての保険金の請求権は、権利保全行使費用または訴訟対応費用を支出した時から発生し、これを行わせることができます。

(2) 被保険者が本条 (1) の保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第33条 (保険金の請求) (3) に定める書類または証拠のほか、権利保全行使費用もしくは訴訟対応費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

(3) 本条 (1) の保険金の請求権は、本条 (1) に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第15条 (普通保険約款の読み替え)

この保険契約においては、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用しま

す。

| 普通保険約款の規定                                | 読替前                                             | 読替後                                                  |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| ① 第4条（保険金を支払わない場合—その2）                   | 事由または行為に起因する損害                                  | 事由または行為によって生じた事故に起因する損害                              |
| ② 第10条（保険料の払込方法）（2）                      | 保険料領収までの間になされた損害賠償請求                            | 保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故      |
| ③ 第11条（保険責任のおよぶ地域）                       | 被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害 | 被保険者が日本国内においてなされた損害賠償請求による損害                         |
| ④ 第12条（告知義務）（3）③                         | 損害賠償請求がなされる前に                                   | 事故の発生またはそのおそれを被保険者が知る前に                              |
| ⑤ 第12条（5）                                | 損害賠償請求がなされた後に                                   | 事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に                             |
| ⑥ 第12条（6）                                | 本条（2）に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求                    | 本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した事故                             |
| ⑦ 第13条（通知義務）（4）                          | 変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求                       | 変更届出書を受領するまでの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故 |
| ⑧ 第13条（5）                                | 本条（1）の事実に基づかずになされた損害賠償請求                        | 本条（1）の事実に基づかずに発生した事故                                 |
| ⑨ 第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）        | 損害賠償請求がなされた後に                                   | 事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に                             |
|                                          | なされた損害賠償請求による損害                                 | 発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故に起因する損害         |
| ⑩ 第27条（追加保険料領収前の損害賠償請求）（1）および（2）         | 追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求                          | 追加保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される事故    |
| ⑪ 第29条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1） | 損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合                       | 損害賠償請求がなされるおそれのある状況（事故の発生またはそのおそれを含みます。）を知った場合       |
| ⑫ 第33条（保険金の請求）（4）                        | 損害賠償請求の内容                                       | 事故もしくは損害賠償請求の内容                                      |
| ⑬ 第34条（保険金の支払）（1）①および（2）⑤                | 損害賠償請求の原因                                       | 事故または損害賠償請求の原因                                       |
| ⑭ 第34条（注1）                               | 第33条（保険金の請求）（3）の規定による手続                         | 第33条（保険金の請求）（3）およびサイバーセキュリティ特約第14条（保険金の請求）の規定による手続   |

#### 第16条（普通保険約款の適用除外）

この保険契約については、普通保険約款第26条（保険料の返還—解約または解除の場合）（3）の規定を適用しません。

#### 第17条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

# プロテクト費用補償特約

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、サイバーセキュリティ特約「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

|   | 用語            | 説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| い | 1回の事故         | 情報セキュリティ事故の発生した時もしくは場所または被害者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の情報セキュリティ事故をいいます。なお、一連の情報セキュリティ事故は、最初に情報セキュリティ事故を被保険者が知った時にすべての情報セキュリティ事故を知ったものとみなします。                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| け | 継続契約          | この特約においては、プロテクト費用補償保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とするプロテクト費用補償保険契約をいいます。<br>（注）保険期間の終了日とは、そのプロテクト費用補償保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| こ | 広告宣伝活動費用      | 情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要する費用をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに要する費用に限ります。<br>① 情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等<br>② 情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|   | コンサルティング費用    | 情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| し | 事故解決期間        | 記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、第6条（情報セキュリティ事故発生の通知）に規定する通知を当社が受領した日の翌日から起算して180日が経過した日に終わる期間をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|   | 事故原因・被害範囲調査費用 | 情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|   | 事故対応費用        | 情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実に負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用（注1）をいいます。ただし、サイバーセキュリティ特約で支払われる費用を除きます。<br>① 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（注2）<br>② 通信業務のコールセンター会社への委託費用<br>③ 事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分<br>④ 事故対応により生じる出張費および宿泊費<br>⑤ 被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用<br>（注1）費用には、個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対し、その被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用を含みます。<br>（注2）通信費用には、文書の作成代および封筒代を含みます。 |
|   | 情報セキュリティ事故    | 記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、次のいずれかの事由をいいます。<br>① サイバーセキュリティ特約第1条（保険金を支払う場合）①に規定する事由<br>② サイバーセキュリティ特約第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由<br>③ この保険契約にⅠT業務特約が付帯されている場合に限り、ⅠT業務特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する事由。ただし、上記①または②に該当する場合を除きます。                                                                                                                                                                                                                                        |
|   | 初年度契約         | 継続契約以外のプロテクト費用補償保険契約をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

|   |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| そ | 措置                | 情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な処置であって、事故解決期間内に日本国内において実際に講じられた処置をいいます。                                                                                                                                                                                                                                               |
| ふ | プロテクト費用<br>補償保険契約 | 第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害を補償する当社との保険契約をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ほ | 法律相談費用            | 情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。<br>ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。                                                                                                                                                                             |
| み | 見舞金・見舞品<br>購入費用   | 情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品（注1）の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額（注2）は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限りします。<br>① 被害者が法人の場合<br>1法人につき50,000円<br>② 被害者が個人の場合<br>1名につき1,000円<br>（注1）見舞品には、記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等は含みません。<br>（注2）見舞品の相当額とは、見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします。 |

#### 第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当社は、包括職業賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が措置を講じることによって被る損害に対して、この特約に従い、プロテクト費用保険金を支払います。
- （2）本条（1）の規定にかかわらず、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち①の事由が発生した場合において、当社がプロテクト費用保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限りします。
- ① 公的機関（注）に対する文書による届出または報告等
  - ② 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等
  - ③ 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言状または案内状の送付
  - ④ 公的機関（注）からの通報
- （注）公的機関には、不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。

#### 第2条（損害の範囲）

- （1）当社が第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払う損害は、被保険者が次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害に限りします。ただし、被保険者が事故の発生にかかわらず支出する費用を除きます。
- ① 事故対応費用
  - ② 事故原因・被害範囲調査費用
  - ③ 広告宣伝活動費用
  - ④ 法律相談費用
  - ⑤ コンサルティング費用
  - ⑥ 見舞金・見舞品購入費用
- （2）本条（1）に規定する費用には、次のいずれかに該当するものは含みません。
- ① この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料
  - ② 金利等資金調達に関する費用
  - ③ 記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与。ただし、通常要する額を超える部分は除きます。
  - ④ 記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
  - ⑤ 正当な理由がなく、通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
  - ⑥ 法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任することにより生じる費用（注1）
  - ⑦ 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
  - ⑧ サイバー攻撃が金銭等（注2）の要求を伴う場合において、その金銭等（注2）
  - ⑨ 被保険者に生じた喪失利益
  - ⑩ 税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金
- （注1）弁護士に委任することにより生じる費用には、弁護士報酬、訴訟費用、仲

裁、和解または調停に要する費用を含みます。

（注2）金銭等には、電子マネー、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める暗号資産をいいます。）、その他これらに類似のものを含みます。

### 第3条（支払保険金）

（1）当社がこの特約により支払うプロテクト費用保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、別表に記載する金額を限度とします。

$$\boxed{\text{プロテクト費用保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額（注）}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}}$$

（2）当社がこの特約により支払うプロテクト費用保険金の総額は、別表記載の保険期間中限度額を限度とします。

（注）損害の額は、他人から回収した金額がある場合は、回収金のうち第2条（損害の範囲）に規定する費用に相当する額を差し引いた額とします。

### 第4条（継続契約の支払限度額の取扱い）

この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約の保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたときまたは知っていたと合理的に推定されるときは、当社は、次のいずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

- ① この保険契約の支払条件により算出された支払責任額
- ② 情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを知った時または知ったと合理的に推定される時の保険契約の支払条件により算出された支払責任額

### 第5条（保険期間と保険責任の関係）

（1）当社は、保険期間中に当社に対して第6条（情報セキュリティ事故発生の通知）（1）の通知がなされた場合に限り、プロテクト費用保険金を支払います。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（注）ときは、当社は、その情報セキュリティ事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

（3）本条（1）の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた（注）ときは、当社は、その情報セキュリティ事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

（注）知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

### 第6条（情報セキュリティ事故発生の通知）

（1）保険契約者または被保険者は、情報セキュリティ事故の発生を知った場合は、遅滞なく、当社に対して書面により次の事項を通知しなければなりません。

- ① 情報セキュリティ事故が発生した日（注）
- ② 情報セキュリティ事故の発生を知った日
- ③ 情報セキュリティ事故の内容
- ④ 漏えいしたまたはそのおそれのある情報の内容
- ⑤ 警察署もしくは行政庁または公的機関への届出を行った場合、その届出日
- ⑥ 公的機関からの通報を受領した場合、その通報の受領日および内容

（2）保険契約者または被保険者が、正当な理由なく本条（1）に規定する通知を行わない場合または本条（1）の事項に関して知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（3）本条（1）の通知がなされた場合は、普通保険約款第28条（損害賠償請求等の通知）（2）に規定する通知がなされたものとみなします。

（注）情報セキュリティ事故が発生した日は、複数日ある場合には最も早い日とし、特定できない場合には発生した可能性のある最も早い日とします。

### 第7条（保険金の請求）

（1）当社に対するプロテクト費用保険金の請求権は、被保険者が第2条（損害の範囲）に定める費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

（2）被保険者がプロテクト費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第33条（保険金の請求）（3）に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

#### 保険金請求に必要な書類または証拠

- |                                |
|--------------------------------|
| ① 費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類   |
| ② 費用に関する領収書等、被保険者の費用の支出を証明する書類 |

（3）プロテクト費用保険金の請求権は、本条（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

### 第8条（普通保険約款の読み替え）

この特約においては、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。



| 普通保険約款の規定                                | 読替前                                                          | 読替後                                                          |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| ① 第4条（保険金を支払わない場合－その2）                   | 事由または行為に起因する損害                                               | 事由または行為によって生じた情報セキュリティ事故に起因する損害                              |
| ② 第5条（保険金を支払わない場合－その3）                   | 次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害                                     | 次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害                                    |
| ③ 第5条①                                   | 身体の障害（注1）または精神的苦痛に対する損害賠償請求                                  | 身体の障害（注1）                                                    |
| ④ 第5条②                                   | 誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀損もしくは人格権侵害または情報の漏えいに対する損害賠償請求 | 被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害                                |
| ⑤ 第5条③                                   | 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（注2）に対する損害賠償請求                            | 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（注2）                                      |
| ⑥ 第5条④                                   | 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求               | 特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害                             |
| ⑦ 第10条（保険料の払込方法）（2）                      | 保険料領収までの間になされた損害賠償請求                                         | 保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故      |
| ⑧ 第11条（保険責任のおよぶ地域）                       | 被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害              | 被保険者が日本国内において講じた措置による損害                                      |
| ⑨ 第12条（告知義務）（3）③                         | 損害賠償請求がなされる前に                                                | 情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知る前に                              |
| ⑩ 第12条（5）                                | 損害賠償請求がなされた後に                                                | 情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に                             |
| ⑪ 第12条（6）                                | 本条（2）に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求                                 | 本条（2）に規定する事実に基づかずに発生した情報セキュリティ事故またはそのおそれ                     |
| ⑫ 第13条（通知義務）（4）                          | 変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求                                    | 変更届出書を受領するまでの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故 |
| ⑬ 第13条（5）                                | 本条（1）の事実に基づかずになされた損害賠償請求                                     | 本条（1）の事実に基づかずに発生した情報セキュリティ事故またはそのおそれ                         |
| ⑭ 第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）        | 損害賠償請求がなされた後に                                                | 情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に                             |
|                                          | なされた損害賠償請求による損害                                              | 発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故に起因する損害         |
| ⑮ 第27条（追加保険料領収前の損害賠償請求）（1）および（2）         | 追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求                                       | 追加保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故    |
| ⑯ 第29条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1） | 損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合                                    | 損害賠償請求がなされるおそれのある状況（情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを含みます。）を知った場合       |



|                         |                         |                                                     |
|-------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------|
| ⑰ 第33条（保険金の請求）（4）       | 損害賠償請求の内容               | 情報セキュリティ事故もしくは措置の内容                                 |
| ⑱ 第34条（保険金の支払）（1）および（2） | 損害賠償請求の原因               | 情報セキュリティ事故の原因                                       |
|                         | 損害賠償請求がなされた             | 情報セキュリティ事故が発生した                                     |
|                         | 損害賠償請求と損害との関係           | 情報セキュリティ事故と損害との関係                                   |
| ⑲ 第34条（注1）              | 第33条（保険金の請求）（3）の規定による手続 | 第33条（保険金の請求）（3）およびプロテクト費用補償特約第7条（保険金の請求）（2）の規定による手続 |

第9条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、サイバーセキュリティ特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

別表

プロテクト費用保険金の支払限度額

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 1 事故限度額  | 保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる 1 事故限度額 |
| 保険期間中限度額 | 保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる保険期間中限度額 |

サイバーセキュリティ拡張補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、サイバーセキュリティ特約「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（50音順）

|   | 用語              | 説明                                                                                                                                                                           |
|---|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| い | 1 回の事故          | 情報セキュリティ事故の発生した時もしくは場所または被害者の数等にかかわらず、同一の行為またはその行為に関連する他の行為に起因する一連の情報セキュリティ事故をいいます。なお、一連の情報セキュリティ事故は、最初に情報セキュリティ事故を被保険者が知った時にすべての情報セキュリティ事故を知ったものとみなします。                     |
| く | クレジット情報モニタリング費用 | 情報が漏えいまたはそのおそれがある被害者のクレジット情報その他の信用に関する情報について、その不正使用を監視するために負担するモニタリング費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限ります。                                                                   |
| け | 継続契約            | この特約においては、プロテクト費用補償保険契約の保険期間の終了日（注）を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とするプロテクト費用補償保険契約をいいます。<br>（注）保険期間の終了日とは、そのプロテクト費用補償保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。                        |
| こ | 広告宣伝活動費用        | 情報セキュリティ事故に起因して低下したブランドイメージの回復または失墜防止のための広告宣伝活動に要する費用をいいます。ただし、次のいずれかに該当するものに要する費用に限ります。<br>① 情報セキュリティ事故に関する状況説明または謝罪のための社告、会見等<br>② 情報セキュリティ事故の再発防止対策または危機管理改善を施した旨の宣伝または広告 |
|   | 公的調査            | 公的機関によりなされる公的な調査、検査または取り調べであって、記名被保険者がこれらに応じることが法的に義務付けられるものをいいます。ただし、監督官庁による定期的な検査または業界全体を対象とする質問、検査もしくは調査は含みません。                                                           |

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公的調査対応費用        | <p>情報セキュリティ事故に起因して記名被保険者に対する公的調査が開始された場合に、被保険者がその公的調査に対応するために要する次のいずれかに該当する費用をいいます。</p> <p>① 公的調査への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用</p> <p>② 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（注）</p> <p>③ 公的調査への対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分</p> <p>④ 公的調査への対応により生じる出張費および宿泊費</p> <p>⑤ 公的調査への対応のため、被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限りします。</p> <p>（注）通信費用には、文書の作成代および封筒代を含みます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| コンサルティング費用      | <p>情報セキュリティ事故に関して被害者および被保険者以外の者をコンサルタントに起用した場合の費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限りします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| コンピュータシステム等復旧費用 | <p>情報セキュリティ事故によって、コンピュータシステムの損傷（機能停止等の使用不能を含みます。以下同様とします。）または電子情報の消失、改ざんもしくは損壊（暗号化等の使用不能を含みます。以下同様とします。）が発生した場合に要する次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、記名被保険者が所有または使用するコンピュータシステムまたは電子情報に関する費用であって、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限りします。</p> <p>① コンピュータシステムのうち、サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器（注１）ならびにこれらと同一の敷地内に所在する通信用回線および配線にかかる復旧費用または再稼動するための点検・調整費用もしくは試運転費用</p> <p>② 損傷したコンピュータシステムの代替として一時的に使用する代替物の賃借費用（注２）ならびに代替として一時的に使用する仮設物の設置費用（注３）および撤去費用</p> <p>③ 消失、改ざんもしくは損壊した電子情報の修復、再製作または再取得費用</p> <p>（注１）サーバ、コンピュータおよび端末装置等の周辺機器には、携帯電話、PHS等の移動体通信端末機器およびラップトップ型のパソコン、ノート型のパソコン、電子手帳等の携帯型電子事務機器ならびにこれらの付属品を含みません。</p> <p>（注２）代替物の賃借費用には、敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用を含みません。</p> <p>（注３）仮設物の設置費用には、付随する土地の賃借費用を含みます。</p> |
| さ               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| サイバー攻撃調査費用      | <p>サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした、外部機関（注）による調査にかかる費用をいい、ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要かつ有益な費用を含みます。</p> <p>（注）外部機関には、記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している者を含みません。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 再発防止費用          | <p>同様の情報セキュリティ事故の再発を防止するために負担する必要かつ有益な費用をいい、情報セキュリティ事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用を含み、コンサルティング費用およびコンピュータシステム等復旧費用は含みません。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限りします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 作業場             | <p>主たる仕事または工事を行っている場所であって、不特定多数の人が出入することを制限されている場所をいいます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| し               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事故解決期間          | <p>記名被保険者が情報セキュリティ事故の発生を知った日に始まり、プロテクト費用補償条項第6条（情報セキュリティ事故発生の通知）に規定する通知を当社が受領した日の翌日から起算して1年が経過した日に終わる期間をいいます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事故原因・被害範囲調査費用   | <p>情報セキュリティ事故の原因もしくは被害範囲の調査または証拠保全をするための費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限りします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>事故対応費用</p>     | <p>情報セキュリティ事故の直接の結果としてまたは情報セキュリティ事故の影響を防止もしくは軽減しようとする被保険者の努力に直接起因して、被保険者が現実負担する費用であって、次のいずれかに該当する費用（注１）をいいます。ただし、サイバーセキュリティ特約で支払われる費用を除きます。</p> <p>① 電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用（注２）</p> <p>② 通信業務のコールセンター会社への委託費用</p> <p>③ 事故対応により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分</p> <p>④ 事故対応により生じる出張費および宿泊費</p> <p>⑤ 被保険者以外の者に対して損害賠償請求を提起したことによる争訟費用</p> <p>（注１）費用には、個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じた場合において、被害者に対し、その被害の発生状況等を通知するために直接必要な費用または被害者に対する通知書もしくは詫言状の作成に直接必要な費用を含みます。</p> <p>（注２）通信費用には、文書の作成代および封筒代を含みます。</p>                   |
| <p>施設</p>         | <p>記名被保険者が所有、使用または管理するすべての施設をいいます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>自動車</p>        | <p>自動車または原動機付自転車をいいます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <p>受託物</p>        | <p>次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <p>① 被保険者が第三者から借用中の財物（注１）</p> <p>② 被保険者に支給された資材・商品等の財物（注２）</p> <p>③ 上記①および②を除き、被保険者の所有するまたは賃借する施設において貯蔵、保管、組立、加工、修理、点検等（注３）を目的として、被保険者が受託している財物</p> <p>④ 上記①から③までを除き、被保険者が運送または荷役のために受託している財物</p> <p>（注１）借用中の財物には、レンタル、リース等による財物を含みます。</p> <p>（注２）被保険者に支給された資材・商品等の財物には、仕事の遂行のために使用する目的をもって購入する予定で被保険者が管理する財物を含みます。</p> <p>（注３）加工、修理、点検等には、動物または植物に対する治療、美容、飼育、育成等を含みます。</p>                                                                                                |
| <p>情報セキュリティ事故</p> | <p>記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、次のいずれかの事由をいいます。</p> <p>① サイバーセキュリティ特約第１条（保険金を支払う場合）①に規定する事由</p> <p>② サイバーセキュリティ特約第１条（保険金を支払う場合）②に規定する事由。ただし、下記③または④に該当する場合を除きます。</p> <p>③ 賠償損害拡張補償条項第１条（保険金を支払う場合）①に規定する事由</p> <p>④ 賠償損害拡張補償条項第１条（保険金を支払う場合）②に規定する事由</p> <p>⑤ この保険契約にＩＴ業務特約が付帯されている場合に限り、ＩＴ業務特約第１条（保険金を支払う場合）に規定する事由。ただし、上記①から④までに該当する場合を除きます。</p> <p>⑥ 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃。ただし、上記①から⑤までに該当する場合を除きます。</p> <p>⑦ 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれ。ただし、上記①から⑥までに該当する場合を除きます。</p> |
| <p>初年度契約</p>      | <p>継続契約以外のプロテクト費用補償保険契約をいいます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>そ</p>          | <p>措置</p> <p>情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が講じるブランドイメージの回復または失墜防止のために必要かつ有益な処置であって、事故解決期間内に実際に講じられた処置をいいます。ただし、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち⑤の事由が発生した場合は、日本国内において実際に講じられた処置に限ります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>て</p>          | <p>テロ行為等</p> <p>政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

|   |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ひ | 被害拡大防止費用      | <p>情報セキュリティ事故の被害拡大を防止するために負担する次のいずれかに該当する費用をいいます。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限りします。</p> <p>① ネットワークの切断、情報の隔離、サービス停止等に必要なかつ有益な費用</p> <p>② 情報セキュリティ事故に関する記名被保険者の風評被害（注）の拡大防止に必要なかつ有益な費用</p> <p>（注）風評被害は、インターネットによるものに限りします。</p>                                                                                                                                                                                                     |
| ふ | プロテクト費用補償保険契約 | プロテクト費用補償条項第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害を補償する当社との保険契約をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ほ | 法律相談費用        | <p>情報セキュリティ事故への対応に関して行う法律相談の対価として、法律事務所または弁護士に対して支払う費用をいい、個人情報の漏えいまたはそのおそれについて、個人情報保護委員会またはその他の行政機関に報告することを目的とするものを含みます。ただし、法律上の損害賠償を請求することまたは請求されたことに起因する費用を除きます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                        |
| み | 見舞金・見舞品購入費用   | <p>情報セキュリティ事故の被害を直接に受けた者に対する謝罪のための見舞金にかかる費用または見舞品（注1）の購入等にかかる費用をいい、見舞金の額および見舞品の相当額（注2）は被害者1名あたり次の額を限度とします。ただし、あらかじめ当社の承認を得て負担する費用に限りします。</p> <p>① 被害者が法人の場合<br/>1法人につき50,000円</p> <p>② 被害者が個人の場合<br/>1名につき1,000円。ただし、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち③の被害者については、100,000円とします。</p> <p>（注1）見舞品には、記名被保険者のみで使用可能な商品券、サービス券、割引券、チケット、回数券等は含みません。</p> <p>（注2）見舞品の相当額とは、見舞品が保険契約者または記名被保険者が製造または販売する製品、商品、サービス等である場合には、その製造・仕入原価相当額とします。</p> |

## 第1章 賠償損害拡張補償条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この補償条項により、包括職業賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第5条（保険金を支払わない場合—その3）①および③ならびにサイバーセキュリティ特約第7条（保険金を支払わない場合の適用除外）（2）①にかかわらず、サイバーセキュリティ特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する事故のほか、次のいずれかに該当する事故に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、この補償条項に従い、保険金を支払います。

- ① サイバー攻撃に起因する他人の身体の障害（注1）
  - ② サイバー攻撃に起因する他人の財物（注2）の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（以下「損壊」といいます。）
- （注1）身体の障害とは、傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
- （注2）財物とは、財産的価値を有する有体物をいいます。

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）から第6条（保険金を支払わない場合—その4）、サイバーセキュリティ特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）および第4条（保険金を支払わない場合—その2）の規定のほか、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては第1条（保険金を支払う場合）に規定する保険金を支払いません。

なお、次のいずれかの事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害
- ② 液体、気体（注1）もしくは固体の排出、流出またはいっ出
- ③ 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由
  - ア. 石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取もしくは吸引
  - イ. 石綿等への曝露による疾病
  - ウ. 石綿等の飛散または拡散
- ④ 次のいずれかの所有、使用または管理
  - ア. 航空機
  - イ. パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球
  - ウ. 自動車。ただし、次のいずれかに該当する自動車を除きます。
 

（ア）販売等を目的として展示されている自動車。ただし、走行している間は

自動車とみなします。

(イ) 出張して行う自動車の修理または整備を目的として一時的に管理している自動車。ただし、走行している間は自動車とみなします。

工. 施設外における船舶または車両（注2）。ただし、出張して行う船舶または車両の修理または整備を目的として一時的に管理している場合を除きます。この場合であっても、走行・航行している間は船舶または車両とみなします。

⑤ 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為

ア. 身体の障害の治療・軽減・予防・矯正、診察、診断、療養の方法の指導、出産の立会い、検案、診断書・検案書・処方せんの作成・交付等の医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。

イ. 医薬品の調剤、調整、鑑定、販売、授与または授与の指示。ただし、法令により、医師、歯科医師、獣医師または薬剤師以外の個人が行うことを許されている場合を除きます。

ウ. はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。

エ. 上記ア. からウ. までに規定する行為のほか、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士または獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為

⑥ テロ行為等

（注1）気体には、煙、蒸気、じんあい等を含みます。

（注2）船舶または車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。

### 第3条（保険金を支払わない場合の適用除外）

普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）⑤およびサイバーセキュリティ特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）（2）⑦の規定は、第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由により損壊した財物に対するものについては、適用しません。

### 第4条（構内専用車危険補償）

（1）当社は、第2条（保険金を支払わない場合）④ウ. の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、作業場内および施設内における自動車の所有、使用または管理に起因する損害に対して、本条に従い、保険金を支払います。

（2）当社は、第2条（保険金を支払わない場合）④エ. の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、作業場内における車両（注1）の所有、使用または管理に起因する損害に対して、本条に従い、保険金を支払います。

（3）当社は、第2条（保険金を支払わない場合）④ウ. およびエ. の規定にかかわらず、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、自動車もしくは車両（注1）の所有、使用または管理に伴う貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、本条に従い、保険金を支払います。

（4）当社は、被保険者が自動車または車両（注1）を一般道路上で運行中の事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、本条（3）に規定する損害を除きます。

（5）当社は、普通保険約款第32条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定にかかわらず、本条（1）から（3）までに規定する損害が発生した場合において、その自動車または車両（注1）について自動車損害賠償責任保険（注2）の契約を締結すべきもしくは締結されているとき、または自動車保険（注3）契約が締結されているときは、その損害の額がその自動車損害賠償責任保険（注2）契約および自動車保険（注3）契約により支払われるべき保険金（注4）の額とその免責金額の合算額を超過する場合に限り、その超過額のみに対して、保険金を支払います。

（6）本条（5）の場合は、当社は、自動車損害賠償責任保険（注2）契約および自動車保険（注3）契約により支払われるべき保険金（注4）の額の合算額とその免責金額の合算額または保険証券に記載された賠償損害にかかる免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、サイバーセキュリティ特約第5条（損害の範囲および支払保険金）（2）の規定を適用します。

（注1）車両には、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力が専ら人力であるものを含みません。

（注2）自動車損害賠償責任保険とは、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

（注3）自動車保険には、自動車共済を含みます。

（注4）保険金には、共済金を含みます。

### 第5条（受託物損害についての特則）

（1）当社は、第1条（保険金を支払う場合）に規定する損害のうち、被保険者が管理または使用する受託物の損壊によって、受託物について正当な権利を有する者に対

し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（以下「受託物損害」といいます。）については、本条に従い、保険金を支払います。

(2) 当社は、受託物損害のうち、次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害
- ② 被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊に起因する損害
- ③ 受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害

(3) 当社は、受託物損害については、第2条（保険金を支払わない場合）④ウ.の規定を適用しません。

#### 第6条（保険責任のおよぶ地域）

(1) 当社は、普通保険約款第11条（保険責任のおよぶ地域）およびサイバーセキュリティ特約第15条（普通保険約款の読み替え）③の規定のほか、被保険者が日本国外においてなされた損害賠償請求による損害に対して、保険金を支払います。

(2) この保険契約においては、サイバーセキュリティ特約「用語の説明」の訴訟対応費用の説明中、「日本国の裁判所に訴訟が提起された場合に」とあるのは「訴訟が提起された場合に」と読み替えて適用します。

(3) この保険契約にIT業務特約が付帯されている場合であって、IT業務特約第1条（保険金を支払う場合）の規定により保険金を支払うときは、本条（1）および（2）の規定は適用しません。

#### 第7条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）

(1) 保険契約者または被保険者は、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合または被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある状況（注）を知った場合は、普通保険約款第29条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）に定める義務のほか、次表「損害賠償請求がなされた時の義務」を履行しなければなりません。これら規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

| 損害賠償請求がなされた時の義務                                       | 義務違反の場合の取扱い                                                              |
|-------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 次の事項を遅滞なく当社に通知すること。                                   |                                                                          |
| ① 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称              | 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。 |
| ② 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 |                                                                          |
| ③ 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容                                 |                                                                          |

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）の事項について事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）損害賠償請求がなされるおそれのある状況には、事故の発生またはそのおそれを含みます。

#### 第8条（保険金の請求）

被保険者がこの補償条項の保険金の請求をする場合は、普通保険約款第33条（保険金の請求）（3）およびサイバーセキュリティ特約第14条（保険金の請求）（2）に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

| 保険金請求に必要な書類または証拠                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 死亡に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本                    |
| ② 後遺障害に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類                     |
| ③ 傷害または疾病に関して支払われる損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類                   |
| ④ 他人の財物の損壊に関する損害賠償金にかかる保険金の請求に関しては、被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に要する費用の見積書（注1）および被害が生じた物の写真（注2） |

（注1）修理等に要する費用の見積書について、既に支払がなされた場合はその領収書とします。

（注2）写真には、画像データを含みます。

#### 第9条（保険金の支払）

(1) この補償条項においては、普通保険約款第34条（保険金の支払）の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

| 普通保険約款の規定  | 読替前                  | 読替後                                   |
|------------|----------------------|---------------------------------------|
| ① 第34条（1）③ | 損害の額および損害賠償請求と損害との関係 | 損害の額、事故および損害賠償請求と損害との関係ならびに治療の経過および内容 |



|            |                         |                                                                                      |
|------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ② 第34条（注1） | 第33条（保険金の請求）（3）の規定による手続 | 第33条（保険金の請求）（3）、サイバーセキュリティ特約第14条（保険金の請求）（2）およびサイバーセキュリティ拡張補償特約第1章第8条（保険金の請求）の規定による手続 |
|------------|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|

（2）普通保険約款第34条（保険金の支払）（2）に掲げる事由のほか、同条（1）の確認をするため、次表「事由」に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同条（1）の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次表「期間」に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

| 事由                                                                                 | 期間   |
|------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ① 普通保険約款第34条（1）①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会                  | 90日  |
| ② 普通保険約款第34条（1）③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 | 120日 |

（3）本条（2）①および②に掲げる特別な照会を開始した後、本条（2）①および②に掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当社は、本条（2）①および②に掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

（4）本条（2）に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注3）には、それによって確認が遅延した期間については、本条（2）の期間に算入しないものとします。

（5）本条（4）の場合のほか、被保険者の事情によって当社が保険金を支払うことができない期間については、本条（1）から（3）までの期間に算入しないものとします。

（注1）請求完了日とは、被保険者が普通保険約款第33条（保険金の請求）（3）、サイバーセキュリティ特約第14条（保険金の請求）および第8条（保険金の請求）の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）複数の「事由」に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）これに応じなかった場合には、必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第2章 プロテクト費用補償条項

### 第1条（保険金を支払う場合）

（1）当社は、普通保険約款第1条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、情報セキュリティ事故が発生した場合に、記名被保険者が措置を講じることによって被る損害に対して、この補償条項に従い、プロテクト費用保険金を支払います。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち①または⑥の事由が発生した場合において、当社がプロテクト費用保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、

- ① 公的機関（注）に対する文書による届出または報告等
- ② 新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、報道、発表、社告等
- ③ 被害者、被害法人または被害を受けるおそれのある他人に対する詫言状または案内状の送付
- ④ 公的機関（注）からの通報

（3）本条（1）の規定にかかわらず、「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち⑦の事由が発生した場合において、当社がプロテクト費用保険金を支払うのは、次のいずれかによって事故の発生が客観的に明らかになった場合に限り、

- ① 公的機関（注）からの通報
  - ② 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムのセキュリティの運用管理を委託している会社等からの通報または報告
- （注）公的機関には、不正アクセス等の被害の届出、インシデント情報の受付等を行っている独立行政法人または一般社団法人を含みます。

### 第2条（損害の範囲）

（1）「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち①から⑥までの事由が発生した場合において、当社が保険金を支払う損害は、被保険者が次のいずれかに該当する費用を負担することによって被る損害に限り、ただし、被保険者が事故の発生にかかわらず支出する費用を除きます。

- ① 事故対応費用
- ② 事故原因・被害範囲調査費用
- ③ 広告宣伝活動費用
- ④ 法律相談費用



- ⑤ コンサルティング費用
- ⑥ 見舞金・見舞品購入費用
- ⑦ クレジット情報モニタリング費用
- ⑧ 公的調査対応費用
- ⑨ コンピュータシステム等復旧費用
- ⑩ 被害拡大防止費用
- ⑪ 再発防止費用

(2)「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち⑦の事由が発生した場合において、当社が保険金を支払う損害は、被保険者がサイバー攻撃調査費用を負担することによって被る損害に限ります。ただし、被保険者が事故の発生にかかわらず負担する費用を除きます。

(3)本条(1)および(2)に規定する費用には、次のいずれかに該当するものは含まれません。

- ① この保険契約およびこの保険契約と重複する他の保険契約の保険料
- ② 金利等資金調達に関する費用
- ③ 記名被保険者の役員および使用人等の報酬または給与。ただし、通常要する額を超える部分は除きます。
- ④ 記名被保険者が講じる措置に関して、被保険者と被保険者以外の者との間に特別な約定がある場合において、その約定によって通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
- ⑤ 正当な理由がなく、通常の措置にかかる費用を超えて要する費用
- ⑥ 法律上の損害賠償を請求されたことに関する業務を弁護士に委任することにより生じる費用(注1)
- ⑦ 被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
- ⑧ サイバー攻撃が金銭等(注2)の要求を伴う場合において、その金銭等(注2)
- ⑨ 被保険者に生じた喪失利益
- ⑩ 税金、罰金、科料、過料、課徴金または制裁金

(注1)弁護士に委任することにより生じる費用には、弁護士報酬、訴訟費用、仲裁、和解または調停に要する費用を含みます。

(注2)金銭等には、電子マネー、暗号資産(資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に定める暗号資産をいいます。)、その他これらに類似のものを含みます。

### 第3条(支払保険金)

(1)当社がこの補償条項により支払うプロテクト費用保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、別表に記載する金額を限度とします。

$$\boxed{\text{プロテクト費用}} = \left( \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{保険証券記載}} \right) \times \boxed{\text{別表記載の}} \\ \boxed{\text{保険金の額}} \quad \boxed{\text{(注)}} \quad \boxed{\text{の免責金額}} \quad \boxed{\text{縮小支払割合}}$$

(2)本条(1)の算式において、免責金額を適用する場合は、別表記載の縮小支払割合が低い費用に対して優先して適用するものとします。

(3)当社がこの補償条項により支払うべきプロテクト費用保険金の総額は、保険期間中につき別表に記載する金額を限度とします。

(注)損害の額は、他人から回収した金額がある場合は、回収金のうち第2条(損害の範囲)に規定する費用に相当する額を差し引いた額とします。

### 第4条(継続契約の支払限度額の取扱い)

この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約の保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていたときまたは知っていたと合理的に推定されるときは、当社は、次のいずれか低い金額をこの保険契約の保険金として支払います。

- ① この保険契約の支払条件により算出された支払責任額
- ② 情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを知った時または知ったと合理的に推定される時の保険契約の支払条件により算出された支払責任額

### 第5条(保険期間と保険責任の関係)

(1)当社は、保険期間中に当社に対して第6条(情報セキュリティ事故発生の通知)(1)の通知がなされた場合に限り、プロテクト費用保険金を支払います。

(2)本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、保険契約者または被保険者が、保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(注)ときは、当社は、その情報セキュリティ事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(3)本条(1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、保険契約者または被保険者が、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時に、情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれが生じたことを知っていた(注)ときは、当社は、その情報セキュリティ事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

(注)知っていたと合理的に推定される場合を含みます。

### 第6条(情報セキュリティ事故発生の通知)

(1)保険契約者または被保険者は、情報セキュリティ事故の発生を知った場合は、遅滞なく、当社に対して書面により次の事項を通知しなければなりません。

- ① 情報セキュリティ事故が発生した日(注)

- ② 情報セキュリティ事故の発生を知った日
- ③ 情報セキュリティ事故の内容
- ④ 漏えいしたまたはそのおそれのある情報の内容
- ⑤ 警察署もしくは行政庁または公的機関への届出を行った場合、その届出日
- ⑥ 公的機関からの通報を受領した場合、その通報の受領日および内容

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく本条(1)に規定する通知を行わない場合または本条(1)の事項に関して知っている事実を告げずもしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 本条(1)の通知がなされた場合は、普通保険約款第28条(損害賠償請求等の通知)(2)に規定する通知がなされたものとみなします。

(注) 情報セキュリティ事故が発生した日は、複数日ある場合には最も早い日とし、特定できない場合には発生した可能性のある最も早い日とします。

#### 第7条(保険金の請求)

(1) 当社に対するプロテクト費用保険金の請求権は、被保険者が第2条(損害の範囲)に定める費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者がプロテクト費用保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第33条(保険金の請求)(3)に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

| 保険金請求に必要な書類または証拠 |                              |
|------------------|------------------------------|
| ①                | 費用の請求書または見積書等、費用の発生を証明する書類   |
| ②                | 費用に関する領収書等、被保険者の費用の支出を証明する書類 |

(3) プロテクト費用保険金の請求権は、本条(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第8条(普通保険約款の読み替え)

この補償条項においては、普通保険約款の規定を次表のとおり読み替えて適用します。

| 普通保険約款の規定              | 読替前                                                          | 読替後                                                                          |
|------------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| ① 第4条(保険金を支払わない場合—その2) | 事由または行為に起因する損害                                               | 事由または行為によって生じた情報セキュリティ事故に起因する損害                                              |
| ② 第5条(保険金を支払わない場合—その3) | 次のいずれかに該当する損害賠償請求に起因する損害                                     | 次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害                                                    |
| ③ 第5条①                 | 身体の障害(注1)または精神的苦痛に対する損害賠償請求                                  | 身体の障害(注1)。ただし、サイバー攻撃に起因するものを除きます。                                            |
| ④ 第5条②                 | 誹謗、中傷もしくは他人のプライバシーを侵害する行為による名誉毀損もしくは人格権侵害または情報の漏えいに対する損害賠償請求 | 被保険者による誹謗または中傷による名誉毀損または人格権侵害                                                |
| ⑤ 第5条③                 | 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(注2)に対する損害賠償請求                            | 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難(注2)。ただし、サイバー攻撃に起因するものを除きます。                              |
| ⑥ 第5条④                 | 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求               | 特許権、実用新案権、意匠権、商標権またはその他の工業所有権の侵害                                             |
| ⑦ 第10条(保険料の払込方法)(2)    | 保険料領収までの間になされた損害賠償請求                                         | 保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故                      |
| ⑧ 第11条(保険責任のおよぶ地域)     | 被保険者が日本国内において行った行為に起因して、日本国内においてなされた損害賠償請求による損害              | サイバーセキュリティ拡張補償特約「用語の説明」に定める情報セキュリティ事故のうち⑤の事由が発生した場合は、被保険者が日本国内において講じた措置による損害 |
| ⑨ 第12条(告知義務)(3)③       | 損害賠償請求がなされる前に                                                | 情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知る前に                                              |
| ⑩ 第12条(5)              | 損害賠償請求がなされた後に                                                | 情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に                                             |
| ⑪ 第12条(6)              | 本条(2)に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求                                 | 本条(2)に規定する事実に基づかずに発生した情報セキュリティ事故またはそのおそれ                                     |

|                                          |                           |                                                              |
|------------------------------------------|---------------------------|--------------------------------------------------------------|
| ⑫ 第13条（通知義務）（4）                          | 変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求 | 変更届出書を受領するまでの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故 |
| ⑬ 第13条（5）                                | 本条（1）の事実に基づかずになされた損害賠償請求  | 本条（1）の事実に基づかずに発生した情報セキュリティ事故またはそのおそれ                         |
| ⑭ 第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（3）        | 損害賠償請求がなされた後に             | 情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを被保険者が知った後に                             |
|                                          | なされた損害賠償請求による損害           | 発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故に起因する損害         |
| ⑮ 第27条（追加保険料領収前の損害賠償請求）（1）および（2）         | 追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求    | 追加保険料領収までの間に発生またはそのおそれを被保険者が知ったまたは知ったと合理的に推定される情報セキュリティ事故    |
| ⑯ 第29条（損害賠償請求がなされた時の義務および義務違反の場合の取扱い）（1） | 損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合 | 損害賠償請求がなされるおそれのある状況（情報セキュリティ事故の発生またはそのおそれを含みます。）を知った場合       |
| ⑰ 第33条（保険金の請求）（4）                        | 損害賠償請求の内容                 | 情報セキュリティ事故もしくは措置の内容                                          |
| ⑱ 第34条（保険金の支払）（1）および（2）                  | 損害賠償請求の原因                 | 情報セキュリティ事故の原因                                                |
|                                          | 損害賠償請求がなされた損害賠償請求と損害との関係  | 情報セキュリティ事故が発生した情報セキュリティ事故と損害との関係                             |
| ⑲ 第34条（注1）                               | 第33条（保険金の請求）（3）の規定による手続   | 第33条（保険金の請求）（3）およびサイバーセキュリティ拡張補償特約第2章第7条（保険金の請求）（2）の規定による手続  |

### 第3章 基本条項

#### 第1条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、サイバーセキュリティ特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

#### 別表 プロテクト費用保険金の縮小支払割合・支払限度額

| 費用の種類             | 縮小支払割合 | 支払限度額                                                     |                                                             |
|-------------------|--------|-----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
|                   |        | 1 事故                                                      | 保険期間中                                                       |
| ① 事故対応費用          | 100%   | 保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる1事故限度額                               | 保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる保険期間中限度額                               |
| ② 事故原因・被害範囲調査費用   |        |                                                           |                                                             |
| ③ 広告宣伝活動費用        |        |                                                           |                                                             |
| ④ 法律相談費用          |        |                                                           |                                                             |
| ⑤ コンサルティング費用      |        |                                                           |                                                             |
| ⑥ 見舞金・見舞品購入費用     |        |                                                           |                                                             |
| ⑦ クレジット情報モニタリング費用 |        |                                                           |                                                             |
| ⑧ 公的調査対応費用        |        |                                                           |                                                             |
| ⑨ コンピュータシステム等復旧費用 | 100%   | 次のいずれか低い額<br>ア. 3,000万円<br>イ. 保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる1事故限度額 | 次のいずれか低い額<br>ア. 3,000万円<br>イ. 保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる保険期間中限度額 |

|              |     |                                                                        |                                                                          |
|--------------|-----|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| ⑩ 被害拡大防止費用   | 90% | ⑩および⑪の費用の合計で、次のいずれか低い額<br>ア. 3,000万円<br>イ. 保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる1事故限度額 | ⑩および⑪の費用の合計で、次のいずれか低い額<br>ア. 3,000万円<br>イ. 保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる保険期間中限度額 |
| ⑪ 再発防止費用     |     |                                                                        |                                                                          |
| ⑫ サイバー攻撃調査費用 | 80% | 次のいずれか低い額<br>ア. 3,000万円<br>イ. 保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる1事故限度額              | 次のいずれか低い額<br>ア. 3,000万円<br>イ. 保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる保険期間中限度額              |

注 この特約において当社が支払うプロテクト費用保険金の総額は、1回の事故につき保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる1事故限度額、保険期間中につき保険証券記載のプロテクト費用保険金にかかる保険期間中限度額を限度とします。

## サイバー攻撃補償特約（ベーシックプラン用）

### 第1条（用語の説明）

この特約においては、プロテクト費用補償特約「用語の説明」の情報セキュリティ事故の説明を次表のとおり読み替えて適用します。

| 読替前                                                                                                                                                                                                                            | 読替後                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、次のいずれかの事由をいいます。</p> <p>① サイバーセキュリティ特約第1条（保険金を支払う場合）①に規定する事由</p> <p>② サイバーセキュリティ特約第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由</p> <p>③ この保険契約にIT業務特約が付帯されている場合に限り、IT業務特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する事由。ただし、上記①または②に該当する場合を除きます。</p> | <p>記名被保険者が業務を遂行するにあたり発生した、次のいずれかの事由をいいます。</p> <p>① サイバーセキュリティ特約第1条（保険金を支払う場合）①に規定する事由</p> <p>② サイバーセキュリティ特約第1条（保険金を支払う場合）②に規定する事由</p> <p>③ この保険契約にIT業務特約が付帯されている場合に限り、IT業務特約第1条（保険金を支払う場合）に規定する事由。ただし、上記①または②に該当する場合を除きます。</p> <p>④ 記名被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムに対するサイバー攻撃。ただし、上記①から③までに該当する場合を除きます。</p> |

### 第2条（保険金を支払う場合）

この特約においては、プロテクト費用補償特約第1条（保険金を支払う場合）（2）の規定中、「①の事由」とあるのは、「①または④の事由」と読み替えて適用します。

### 第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

# 利益損害補償特約

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、サイバーセキュリティ特約「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

(50音順)

|   | 用語          | 説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| え | 営業継続費用      | <p>標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分（以下「追加費用」といいます。）をいい、復旧期間内に支出を免れた費用がある場合はその額を差し引いた額とします。ただし、次に掲げる費用は追加費用に含まないものとします。</p> <p>① 事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用</p> <p>② 事故が発生したネットワーク構成機器等を事故発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、復旧期間を短縮するために復旧期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、それによって軽減できた追加費用の額を限度として、追加費用に含めるものとします。</p> <p>③ 一時使用のために取得した物件の復旧期間終了後における時価部分</p> <p>④ 収益減少防止費用として支払われる金額</p> <p>⑤ サイバーセキュリティ特約、プロテクト費用補償特約、サイバー攻撃補償特約（ベーシックプラン用）およびサイバーセキュリティ拡張補償特約で支払われる金額</p> <p>⑥ サイバー攻撃が金銭等（注）の要求を伴う場合において、その金銭等（注）</p> <p>（注）金銭等には、電子マネー、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める暗号資産をいいます。）、その他これらに類似のものを含みます。</p> |
|   | 営業収益        | 「売上高」によって定める営業上の収益をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|   | 営業費用        | 売上原価または製造原価、一般管理費、販売費等営業に要する費用をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|   | 営業利益        | 営業収益から営業費用を差し引いた額をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| け | 経常費         | 事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要するすべての費用をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| し | 収益減少額       | 標準営業収益から補償期間中の営業収益を差し引いた額をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|   | 収益減少防止費用    | <p>標準営業収益に相当する額の減少を防止または軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える額をいいます。ただし、サイバーセキュリティ特約、プロテクト費用補償特約、サイバー攻撃補償特約（ベーシックプラン用）およびサイバーセキュリティ拡張補償特約で支払われる金額ならびにサイバー攻撃が金銭等（注）の要求を伴う場合において、その金銭等（注）は除きます。</p> <p>（注）金銭等には、電子マネー、暗号資産（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に定める暗号資産をいいます。）、その他これらに類似のものを含みます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| そ | 喪失利益        | 事故が生じた結果、営業が休止または阻害されたために生じた損失のうち、経常費および事故がなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ね | ネットワーク構成機器等 | <p>次のいずれかに該当するコンピュータシステムをいいます。</p> <p>① 被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステム</p> <p>② 上記①を除き、被保険者が所有、使用または管理するデータセンター</p> <p>③ 上記①および②を除き、被保険者が所有、使用または管理するクラウドサービスプロバイダが提供するクラウドサービス</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ひ | 標準営業収益      | 事故発生直前12か月のうち、利益保険金の支払においては補償期間に相当する期間の営業収益をいい、営業継続費用保険金の支払においては復旧期間に相当する期間の営業収益をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|   |      |                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ふ | 復旧期間 | 営業継続費用保険金支払の対象となる期間であって、ネットワーク構成機器等に事故が発生した時に始まり、そのネットワーク構成機器等の機能が復旧した時に終わります。ただし、ネットワーク構成機器等の機能を、事故発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、かつ、いかなる場合も別表記載の復旧限度期間を超えないものとしします。                                                             |
| ほ | 補償期間 | 利益保険金支払の対象となる期間をいい、事故が発生した時に始まり、その事故の営業に対する影響が消滅した状態に営業収益が復した時または営業収益が復したと認められる時のいずれか早い時に終わります。ただし、いかなる場合も別表記載の補償限度期間を超えないものとしします。                                                                                                       |
| り | 利益損失 | 喪失利益および収益減少防止費用をいいます。                                                                                                                                                                                                                    |
|   | 利益率  | <p>直近の会計年度（１年間）において、次の算式によって算出した割合をいいます。</p> $\text{利益率} = \frac{\text{営業利益} + \text{経常費}}{\text{営業収益}}$ <p>ただし、同期間中に営業損失（営業費用から営業収益を差し引いた額）が生じた場合は、次の算式によって算出した割合をいいます。</p> $\text{利益率} = \frac{\text{経常費} - \text{営業損失}}{\text{営業収益}}$ |

### 第１条（利益保険金を支払う場合）

当社は、不測かつ突発的な事由に起因して、ネットワーク構成機器等の機能が停止すること（以下「事故」といいます。）によって、被保険者が日本国内において行う営業が休止または阻害されたために生じた利益損失に対して、この特約の規定に従い、利益保険金を支払います。

### 第２条（営業継続費用保険金を支払う場合）

当社は、事故によって日本国内において生じた営業継続費用に対して、この特約の規定に従い、営業継続費用保険金を支払います。

### 第３条（被保険者）

この特約において、被保険者とは、記名被保険者としします。

### 第４条（保険金を支払わない場合）

（１）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者（注１）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 上記①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注２）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
- ③ 受取不足または過払い等の事務的または会計的過誤
- ④ 債権の回収不能、有価証券の不渡りまたは為替相場の変動
- ⑤ 被保険者が、顧客または取引先等に対して法律上または契約上負うべき責任を負担すること

（２）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。この場合の利益損失または営業継続費用には、次のいずれかに該当する事由によって発生した第１条（利益保険金を支払う場合）および第２条（営業継続費用保険金を支払う場合）に規定する事故が拡大して生じた利益損失または営業継続費用、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって拡大して生じた利益損失または営業継続費用を含みます。

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注３）
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注４）もしくは核燃料物質（注４）によって汚染された物（注５）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ④ 上記③以外の放射線照射または放射能汚染
- ⑤ 国または公共機関による法令等の規制
- ⑥ ネットワーク構成機器等の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先。ただし、そのネットワーク構成機器等の能力を超える利用が第三者の故意または加害の意図をもって行われたことを保険契約者または被保険者が立証した場合を除きます。
- ⑦ ネットワーク構成機器等の復旧または営業の継続に対する妨害
- ⑧ 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合を除きます。
- ⑨ 賃貸借契約等の契約の失効、解除その他の理由による終了または各種の免許もしくは許諾の失効もしくは停止



- ⑩ 労働争議
- ⑪ 脅迫行為。ただし、サイバー攻撃による場合を除きます。
- ⑫ ネットワーク構成機器等の操作者または監督者等の不在
- ⑬ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑭ 衛星通信の機能の停止
- ⑮ 電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または電信・電話の供給・中継（注6）の中断または阻害

⑮ テロ行為等（注7）

⑯ ネットワーク構成機器等の自然の消耗、劣化（注8）または自然発熱その他これらに類似の事由

⑰ ネットワーク構成機器等に対する修理、メンテナンス等の作業

⑱ 物的損害。ただし、サイバー攻撃に起因して被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステム（注9）に生じた物的損害を除きます。

（3）当社は、被保険者が新たなソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合または改定したソフトウェアもしくはプログラムを使用した場合には、次のいずれかに該当する事故によって生じた利益損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

① 通常要するテストを実施していないソフトウェアまたはプログラムの欠陥によって生じた事故

② 次のいずれかの期間内にソフトウェアまたはプログラムの欠陥によって生じた事故

ア. テスト期間内

イ. 試用期間内

ウ. 正式使用から14日以内

（注1）保険契約者、被保険者とは、保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注2）その者とは、その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

（注3）暴動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注4）核燃料物質には、使用済燃料を含みます。

（注5）核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

（注6）電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道または電信・電話の供給・中継には、ネットワーク構成機器等によるものを含みません。

（注7）テロ行為等とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。

（注8）ネットワーク構成機器等の自然の消耗、劣化には、ネットワーク構成機器等の日常の使用もしくは運転に伴う摩耗、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。

（注9）被保険者が所有、使用または管理するコンピュータシステムには、「用語の説明」に定めるネットワーク構成機器等のうち②および③のコンピュータシステムを含みません。

## 第5条（保険金の支払額）

（1）当社が保険金を支払うべき第1条（利益保険金を支払う場合）の利益保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出される額とします。ただし、1回の事故および保険期間中につき、別表記載の利益支払限度額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{喪失利益}} + \boxed{\text{収益減少防止費用}} - \boxed{\text{別表記載の免責金額}}$$

① 喪失利益については、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{喪失利益}} = \boxed{\text{収益減少額}} \times \boxed{\text{利益率}}$$

ただし、補償期間中に支出を免れた経常費がある場合は、次の算式によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{喪失利益}} = \boxed{\text{収益減少額}} \times \boxed{\text{利益率}} - \boxed{\text{支出を免れた経常費}}$$

② 収益減少防止費用については、その費用の支出によって減少することを免れた営業収益を限度とします。

（2）当社が保険金を支払うべき第2条（営業継続費用保険金を支払う場合）の営業継続費用保険金の額は、1回の事故につき、次の算式によって算出された額とします。ただし、1回の事故および保険期間中につき、別表記載の利益支払限度額に復旧期間に対応する割合を乗じて得た額を限度とします。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{営業継続費用}} - \boxed{\text{別表記載の免責金額}}$$

（3）同一の原因により、2以上のネットワーク構成機器等の機能が停止した場合または同じネットワーク構成機器等でその機能が2回以上停止した場合は、これらの停止を一括して1事故とみなし、最初にネットワーク構成機器等の機能が停止した時に事故が発生したものとみなします。

## 第6条（営業収益、利益率の調整）

（1）営業のすう勢の変化等により、事故の影響がなかったならば補償期間中に得られ



たと見込まれる営業収益が標準営業収益と著しく異なる場合には、当社は、標準営業収益につき被保険者との協議による合意に基づき公正な調整を行うものとします。

(2) 営業のすう勢の変化等により、次の①または②の算式によって算出した割合が利益率と著しく異なる場合には、当社は、利益率につき被保険者との協議による合意に基づき公正な調整を行うものとします。

① 事故の影響がなかったならば補償期間中に営業利益が生じたと見込まれる場合

$$\text{利益率} = \frac{\text{事故の影響がなかったならば補償期間中に生じたと見込まれる営業利益} + \text{事故の影響がなかったならば補償期間中に生じたと見込まれる経常費}}{\text{事故の影響がなかったならば補償期間中に得られたと見込まれる営業収益}}$$

② 事故の影響がなかったならば補償期間中に営業損失が生じたと見込まれる場合

$$\text{利益率} = \frac{\text{事故の影響がなかったならば補償期間中に生じたと見込まれる経常費} - \text{事故の影響がなかったならば補償期間中に生じたと見込まれる営業損失}}{\text{事故の影響がなかったならば補償期間中に得られたと見込まれる営業収益}}$$

第7条（免責時間）

この特約において、当社は、第1条（利益保険金を支払う場合）および第2条（営業継続費用保険金を支払う場合）に規定する事故が連続して別表記載の免責時間を超えて継続した場合のみ保険金を支払います。

第8条（営業の譲渡）

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が営業を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) 本条（1）の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される包括職業賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）および特約において定められた権利および義務を営業の譲受人に移転させるときは、本条（1）の規定にかかわらず、営業の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当社が本条（2）の規定による承認をする場合には、第9条（特約の失効）の規定にかかわらず、本条（2）の権利および義務は、営業が譲渡された時に営業の譲受人に移転します。

第9条（特約の失効）

保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時にこの特約は効力を失います。

- ① 被保険者が営業を廃止した場合
- ② 被保険者が営業を譲渡した場合

第10条（特約保険料の返還）

第9条（特約の失効）の規定により、この特約が失効となる場合には、当社は、次の算式により算出した額を返還します。

$$\text{既に払い込まれたこの特約の保険料} \times \left( 1 - \frac{\text{既経過月数（注）}}{12} \right)$$

（注）既経過月数について、1か月に満たない期間は1か月とします。

第11条（事故発生時の義務および義務違反の場合の取扱い）

- (1) 保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、次表「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。これらの規定に違反した場合は、次表「義務違反の場合の取扱い」のとおりとします。

| 事故発生時の義務                                               | 義務違反の場合の取扱い                                                                                     |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 利益損失および営業継続費用の発生および拡大の防止に努めること。                      | 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、発生または拡大を防止することができたと認められる利益損失および営業継続費用の額を差し引いて保険金を支払います。 |
| ② この保険契約において当社が保険金を支払うべき事故の発生を知った場合は、これを遅滞なく当社に通知すること。 | 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った利益損失および営業継続費用の額を差し引いて保険金を支払います。             |
| ③ 他人に損害賠償の請求をすることができる場合には、その権利の保全および行使に必要な手続をすること。     | 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、他人に損害賠償の請求をすることによって取得することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。    |

|                                                                               |                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| ④ 他の保険契約等の有無および内容（注）について遅滞なく当社に通知すること。                                        | 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく左記の規定に違反した場合は、当社は、それによって当社が被った利益損失および営業継続費用の額を差し引いて保険金を支払います。 |
| ⑤ 上記①から④までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。 |                                                                                     |

（2）当社は、第1条（利益保険金を支払う場合）で支払うべき収益減少防止費用を除き、本条（1）①の利益損失の発生または拡大の防止に要した費用を負担しません。

（3）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（1）②の事項について事実と異なることを告げた場合または本条（1）⑤の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った利益損失および営業継続費用の額を差し引いて保険金を支払います。

（注）他の保険契約等の有無および内容には、既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

#### 第12条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）

（1）他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が利益損失または営業継続費用の額（注3）以下のときは、当社は、この特約の支払責任額（注2）を支払保険金の額とします。

（2）他の保険契約等（注1）がある場合において、それぞれの支払責任額（注2）の合計額が利益損失または営業継続費用の額（注3）を超えるときは、当社は、次に定める額を支払保険金の額とします。

| 区分                                  | 支払保険金の額                                                                              |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われていない場合 | この特約の支払責任額                                                                           |
| ② 他の保険契約等（注1）から保険金または共済金が支払われた場合    | 利益損失または営業継続費用の額から、他の保険契約等（注1）から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この特約の支払責任額（注2）を限度とします。 |

（3）利益損失または営業継続費用が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による利益損失または営業継続費用について、上記（1）および（2）の規定をおのおの別に適用します。

（注1）他の保険契約等とは、この特約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

（注2）支払責任額とは、それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注3）利益損失または営業継続費用の額とは、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第13条（保険金の請求）

（1）普通保険約款第33条（保険金の請求）（2）の規定にかかわらず、当社に対する保険金の請求権は、次表の時からそれぞれ発生し、これを行使用することができるものとします。

| 保険金                        | 保険金請求権の発生時期 |
|----------------------------|-------------|
| ① 第1条（利益保険金を支払う場合）の保険金     | 補償期間が終了した時  |
| ② 第2条（営業継続費用保険金を支払う場合）の保険金 | 復旧期間が終了した時  |

（2）普通保険約款第33条（保険金の請求）（3）の規定にかかわらず、被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次表の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

| 保険金請求に必要な書類または証拠                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 保険金請求書                                                                                       |
| ② 当社の定める損害状況調査書                                                                                |
| ③ 利益損失および営業継続費用の見積書                                                                            |
| ④ その他当社が普通保険約款第34条（保険金の支払）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの |

（3）普通保険約款第33条（保険金の請求）（4）の規定にかかわらず、当社は、事故の内容または利益損失および営業継続費用の額等に応じ、保険契約者または被保険

者に対して、本条（２）に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

（４）普通保険約款第33条（保険金の請求）（５）の規定にかかわらず、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（３）の規定に違反した場合または本条（２）もしくは（３）の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

（５）普通保険約款第33条（保険金の請求）（６）の規定にかかわらず、この特約の保険金請求権は、本条（１）に定める時の翌日から起算して３年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第14条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次表のとおり読み替えて適用します。

| 普通保険約款の規定                                                                                                                 | 読替前                                | 読替後                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ① 第10条（保険料の払込方法）（２）、第12条（告知義務）（６）、第13条（通知義務）（４）および同条（５）、第20条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（３）ならびに第27条（追加保険料領収前の損害賠償請求）（１）および（２） | なされた損害賠償請求による損害                    | 発生した事故による利益損失および営業継続費用                          |
| ② 第12条（３）③                                                                                                                | 損害賠償請求がなされる前に                      | 事故の発生する前に                                       |
| ③ 第12条（５）ならびに第20条（３）                                                                                                      | 損害賠償請求がなされた後に                      | 事故の発生した後に                                       |
| ④ 第20条（１）①および同条（４）ならびに第35条（代位）（１）                                                                                         | 損害                                 | 利益損失および営業継続費用                                   |
| ⑤ 第34条（保険金の支払）（１）①                                                                                                        | 損害賠償請求の原因、損害賠償請求がなされた状況、損害発生の有無    | 事故の原因、事故発生状況、利益損失および営業継続費用発生の有無                 |
| ⑥ 第34条（１）③                                                                                                                | 損害の額および損害賠償請求と損害との関係               | 利益損失および営業継続費用の額ならびに事故と利益損失および営業継続費用との関係         |
| ⑦ 第34条（１）⑤                                                                                                                | 損害について被保険者が有する損害賠償請求権              | 利益損失および営業継続費用について被保険者が有する損害賠償請求権                |
| ⑧ 第34条（２）⑤                                                                                                                | 損害賠償請求の原因、損害の内容もしくは原因となる事由と損害の因果関係 | 事故の原因、利益損失および営業継続費用の内容もしくは事故と利益損失および営業継続費用の因果関係 |
| ⑨ 第34条（注１）                                                                                                                | 第33条（保険金の請求）（３）                    | 利益損害補償特約第13条（保険金の請求）（２）                         |

#### 第15条（普通保険約款の適用除外）

この特約においては、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その１）から第6条（保険金を支払わない場合—その４）までの規定は適用しません。

#### 第16条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

#### 別表

|         |                                                               |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| 補償限度期間  | 12か月とします。ただし、保険証券にこの特約の補償限度期間として異なる期間が記載されている場合には、その期間を適用します。 |
| 復旧限度期間  | 12か月とします。ただし、保険証券にこの特約の復旧限度期間として異なる期間が記載されている場合には、その期間を適用します。 |
| 利益支払限度額 | 保険証券記載の利益支払限度額のとおりとします。                                       |
| 免責金額    | 保険証券記載の利益免責金額のとおりとします。                                        |
| 免責時間    | 12時間とします。ただし、保険証券にこの特約の免責時間として異なる期間が記載されている場合には、その期間を適用します。   |

|             |                                                                              |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 復旧期間に対応する割合 | 復旧期間にかかわらず100%とします。ただし、保険証券にこの特約の復旧期間に対応する割合として異なる割合が記載されている場合には、その割合を適用します。 |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------|

## 営業継続費用補償対象外特約

### 第1条（保険金を支払わない場合）

当社は、利益損害補償特約第2条（営業継続費用保険金を支払う場合）に規定する営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

### 第2条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、包括職業賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

## 追加記名被保険者特約

### 第1条（追加記名被保険者）

（1）この特約が付帯される保険契約において被保険者には、保険証券の記名被保険者欄に記載された者のほか、保険証券記載の追加記名被保険者を含みます。

（2）この保険契約において、包括職業賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）ならびにこの保険契約に付帯される他の特約の規定は、それぞれの記名被保険者ごとに適用されます。

### 第2条（支払保険金）

当社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

### 第3条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款、サイバーセキュリティ特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

## IT業務特約

### 第1条（保険金を支払う場合）

当社は、サイバーセキュリティ特約第1条（保険金を支払う場合）に定める損害のほか、記名被保険者が別表記載の業務（以下「IT業務」といいます。）を遂行するにあたり、次のいずれかに該当する事由に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、この特約にしたがって、保険金を支払います。

- ① 他人の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害
- ② 他人の所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊
- ③ 他人の人格権侵害または著作権侵害
- ④ その他不測かつ突発的な事由による他人の損失

### 第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、サイバーセキュリティ特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）および同第4条（保険金を支払わない場合—その2）（1）に定める損害のほか、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次のいずれかの中で記載されている事由または行為が、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合にも、本条の規定は適用されます。

- ① 被保険者が新たなもしくは改定したIT業務を使用、提供または販売する場合において、通常要するテストを実施していないときに、そのIT業務の欠陥
- ② IT業務がソフトウェアまたはプログラムの使用、提供または販売の場合において、被保険者が新たに使用、提供もしくは販売したまたは改定したIT業務の欠陥によって、次のいずれかの期間内に生じた事故  
ア、そのIT業務のテスト期間内  
イ、そのIT業務の試用期間内
- ③ IT業務がソフトウェアまたはプログラムの使用、提供もしくは販売の場合において、そのIT業務の顧客と被保険者の間で、そのIT業務に関する時限的な契約（注）を締結しているときは、その契約（注）が満了した後の期間またはその契約（注）がその顧客もしくは被保険者のいずれかにより解除された後の期間に生じた事故
- ④ 被保険者が支出したと否とを問わず、IT業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て製作された製品、半製品、部品、工作物等の財物の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な処置のために要した費用
- ⑤ 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかの事由  
ア、石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取もしくは吸引  
イ、石綿等への曝露による疾病  
ウ、石綿等の飛散または拡散

(注) 契約とは、請負契約、売買契約等をいい、類似の契約を含みます。

### 第3条(被保険者)

この特約に規定する被保険者には、サイバーセキュリティ特約第2条(被保険者)に規定する者のほか、次のいずれかに該当する者を含みます。

- ① 記名被保険者のすべての販売業者または下請業者。ただし、記名被保険者のIT業務について販売業務または下請業務を行った場合に限りします。
- ② 上記①に規定する者の役員。ただし、記名被保険者のIT業務について販売業務または下請業務を行った場合に限りします。

### 第4条(保険責任のおよぶ地域)

この特約において、当社は、被保険者が日本国内においてなされた損害賠償請求による損害に対してのみ保険金を支払います。ただし、当社は、日本国外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、日本国内で提起された損害賠償請求に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第5条(保険金を支払わない場合の適用除外)

この特約においては、サイバーセキュリティ特約第4条(保険金を支払わない場合—その2)(2)の規定は適用しません。

### 第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

## 別表

### IT業務

|                              |                                                                                                                                                       |
|------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 受託計算・データ入力                 | 顧客よりデータを預託されて、自社による情報処理設備によりデータ入力・加工・指定された処理結果を納品する業務をいいます。                                                                                           |
| ② アウトソーシング                   | 顧客のコンピュータシステム関連業務を一括受託する業務をいい、データ保管業務代行を含みます。                                                                                                         |
| ③ ファシリティ・マネジメント              | 顧客のハードウェア、マシン室、電力・空調、ビル等のコンピュータシステムに付随する施設の一部または全部を維持管理する業務をいいます。                                                                                     |
| ④ ハードウェア保守                   | ハードウェアの運用管理保守業務をいい、持ち帰り修理を含む故障修理、データ復旧、データ消去等を行う業務を含みます。                                                                                              |
| ⑤ コンピュータ・セキュリティ              | 顧客のハード・ソフト等の安全管理対策およびコンピュータ犯罪防止に関するシステム業務をいい、遠隔診断・ハードウェアのチェック等の予防保守を含みます。                                                                             |
| ⑥ハウジング                       | 顧客のサーバを預かり、インターネットへの接続回線や保守・運用を行う業務をいい、インターネットデータセンターまたはコロケーションサービスを含みます。                                                                             |
| ⑦ V A N                      | 第一種電気通信事業者から回線を借り高度な通信処理機能を付加して販売する業務をいい、ファックスメールサービス、パケットデータ交換サービス、ISDN回線交換サービス、市外通話料金割引サービス、デジタル衛星通信サービス等を含みます。                                     |
| ⑧ インターネット接続(I S P)           | インターネット接続サービスおよびそれに関連するソリューション業務をいい、ホスティングサービスまたはレンタルサーバ業を含みます。                                                                                       |
| ⑨ アプリケーション・サービス・プロバイダ(A S P) | インターネットを通じて顧客にアプリケーションソフトをレンタルする業務をいいます。                                                                                                              |
| ⑩ システムインテグレーション              | 企業内コンピュータシステムの企画・立案から導入・運用・保守・教育まで、システム構築等を総合して提供する業務をいいます。                                                                                           |
| ⑪ 受託ソフトウェア開発                 | 特定顧客に対するコンピュータシステム開発および関連ソリューション業務をいい、ネットワーク(L A N、W A N等)構築、インターネット環境構築、WEBサイト構築、ヘルプデスク・コールセンター環境構築、ポータルサイト・ホームページ作成、データベース構築、受託アプリケーション設計・開発等を含みます。 |
| ⑫ IT技術者・オペレータ派遣              | システムエンジニア、プログラマー等の技術者またはデータの入力・加工処理を行うオペレータを顧客に派遣する業務をいい、システム開発支援、システム運用管理支援または現場サポートを含みます。                                                           |
| ⑬ ソフトウェアプロダクト開発・販売           | 汎用ソフトウェアの開発、販売、賃貸またはライセンス賃貸を行う業務をいいます。                                                                                                                |

- ⑭ デジタルコンテンツ製作受託・販売  
文字、映像、画像、音声等をソフトウェアプログラムと組み合わせたコンテンツの製作受託またはデジタル媒体（ＣＤ－ＲＯＭ等）によるプロダクト販売を行う業務をいいます。
- ⑮ インターネット関連  
ＷＥＢサイトの運営（ｅマーケットプレイス、インターネットオークションサービス、検索エンジン・ポータルサイト、インターネットモール等の運営を含みます。）、ＷＥＢコンテンツ情報のＥメール配信、インターネット放送またはドメイン取得代行・登録管理を行う業務をいいます。
- ⑯ ヘルプデスク  
顧客から請け負うコンピュータシステム・ネットワークの利用に関するサポート業務をいい、コールセンター・サービス等を含みます。
- ⑰ ＩＴコンサルティング  
情報技術に関するコンサルティング業務をいいます。
- ⑱ 調査・分析  
情報技術を利用して行う調査・分析業務をいいます。
- ⑲ ＩＴ教育  
情報技術に関する教育業務をいいます。
- ⑳ その他  
①から⑲までのほか、保険証券にこの特約の対象業務として記載された業務をいいます。

## 情報漏えい限定補償特約

### 第１条（保険金を支払う場合）

- （１）当社が保険金を支払うサイバーセキュリティ特約第１条（保険金を支払う場合）の損害は、同特約第１条①の事故に起因する損害に限ります。
- （２）当社が保険金を支払うプロテクト費用補償特約第１条（保険金を支払う場合）の損害は、情報セキュリティ事故のうちサイバーセキュリティ特約第１条（保険金を支払う場合）①の事故が発生した場合に、記名被保険者が措置を講じることによって被る損害に限ります。

### 第２条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

## 不誠実行為補償対象外特約

### 第１条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者の使用人等の犯罪行為（注１）
  - ② 記名被保険者の使用人等によるサイバー攻撃、マルウェアの作成もしくは意図的配布またはゲリラ活動等の侵害行為
  - ③ 記名被保険者の使用人等故意または重過失による法令違反
  - ④ 記名被保険者の使用人等が被保険者以外の者に損失を与えることを認識（注２）しながら行った行為
- （注１）犯罪行為には、過失犯を含みません。
- （注２）認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

### 第２条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、包括職業賠償責任保険普通保険約款、サイバーセキュリティ特約およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

## 共同保険に関する特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

|   | 用語     | 説明                |
|---|--------|-------------------|
| ひ | 引受保険会社 | 保険証券記載の保険会社をいいます。 |

### 第１条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約が引受保険会社による共同保険契約である場合に適用されます。

### 第２条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

### 第３条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保



険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更確認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生 の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他上記①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第4条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第3条（幹事保険会社の行う事項）に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第5条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

保険料一般分割払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

（50音順）

|   | 用語          | 説明                                                                |
|---|-------------|-------------------------------------------------------------------|
| こ | 口座振替        | 指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。                                     |
| し | 次回追加保険料払込期日 | 追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。                                      |
|   | 次回保険料払込期日   | 保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。                                          |
|   | 指定口座        | 保険契約者の指定する口座をいいます。                                                |
| せ | 請求日         | 当社が追加保険料を請求した日をいいます。                                              |
| つ | 追加保険料払込期日   | 変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。 |
| て | 提携金融機関      | 当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。                                 |
| ふ | 分割追加保険料     | 追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。                      |
|   | 分割保険料       | 保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。                          |
| ほ | 保険料払込期日     | 保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。    |

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険期間が1年であること。

第2条（保険料の払込方法）

（1）保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

| 区分            | 保険料の払込み                   |
|---------------|---------------------------|
| ① 第1回分割保険料    | 保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。 |
| ② 第2回目以降分割保険料 | 保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。  |

（2）第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

（3）第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかった

ことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

### 第3条（保険料領収前の損害賠償請求）

- (1) 保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 本条(2)の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定(注)が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

(注) 第5条（追加保険料領収前の損害賠償請求）(3)③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

### 第4条（追加保険料の払込方法）

- (1) 当社が第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

| 区分                                                                      | 追加保険料の払込み                             |
|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| ① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または告知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い、追加保険料を請求したとき。 | 保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。 |
| ② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。                                       |                                       |

- (2) 本条(1)の規定にかかわらず、保険契約者は、第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

| 区分              | 追加保険料の払込み                  |
|-----------------|----------------------------|
| ① 第1回分割追加保険料    | 請求日に当社に払い込むものとします。         |
| ② 第2回目以降分割追加保険料 | 追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。 |

- (3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

### 第5条（追加保険料領収前の損害賠償請求）

- (1) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。
- (3) 追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1)および(2)の規定を適用します。
- ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。
- ③ 上記②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振

替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

（注）第3条（保険料領収前の損害賠償請求）（3）の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

**第6条（当社からの保険契約の解除）**

（1）当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- ① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
- ② 保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）までに、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合

（2）本条（1）の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

- ① 本条（1）①による解除の場合は、その分割保険料（注2）を払い込むべき保険料払込期日（注1）または満期日のいずれか早い日
- ② 本条（1）②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または満期日のいずれか早い日

（注1）第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。

（注2）第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。

（注3）第4条（追加保険料の払込方法）（2）の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

**第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）**

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が発生した場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

**第8条（準用規定）**

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

**保険料大口分割払特約**

**「用語の説明」**

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

（50音順）

|   | 用語          | 説明                                                                |
|---|-------------|-------------------------------------------------------------------|
| こ | 口座振替        | 指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。                                     |
| し | 次回追加保険料払込期日 | 追加保険料払込期日の翌月の追加保険料払込期日をいいます。                                      |
|   | 次回保険料払込期日   | 保険料払込期日の翌月の保険料払込期日をいいます。                                          |
|   | 指定口座        | 保険契約者の指定する口座をいいます。                                                |
| せ | 請求日         | 当社が追加保険料を請求した日をいいます。                                              |
| つ | 追加保険料払込期日   | 変更確認書記載の払込期日をいいます。ただし、追加保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。 |
| て | 提携金融機関      | 当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。                                 |
| ふ | 分割追加保険料     | 追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。                      |
|   | 分割保険料       | 保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。                          |

|   |         |                                                                |
|---|---------|----------------------------------------------------------------|
| ほ | 保険料払込期日 | 保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。 |
|---|---------|----------------------------------------------------------------|

#### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約者が保険料を分割して払い込むこと。
- ② この保険契約の保険料が当社が別に定める額を超えること。

#### 第2条（保険料の払込方法）

（1）保険契約者は、保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

| 区分            | 保険料の払込み                   |
|---------------|---------------------------|
| ① 第1回分割保険料    | 保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。 |
| ② 第2回目以降分割保険料 | 保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。  |

（2）第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、保険料払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。

（3）第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、第2回分割保険料の保険料払込期日が始期日の属する月の翌月末日までにあるときにおいて、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき保険料払込期日までその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第2回分割保険料の保険料払込期日が属する月の翌月の応当日をその第2回分割保険料の保険料払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

#### 第3条（保険料領収前の損害賠償請求）

（1）保険期間が始まった後でも、保険契約者が第1回分割保険料の払込みを怠った場合は、当社は、始期日から第1回分割保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

（2）保険契約者が第2回目以降分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、その保険料払込期日の翌日以後になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

（3）本条（2）の規定にかかわらず、第2回目以降分割保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、保険料払込期日到来前の分割保険料の全額を一括して請求できるものとします。

（注）第5条（追加保険料領収前の損害賠償請求）（3）③の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

#### 第4条（追加保険料の払込方法）

（1）当社が第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、次表のとおりとします。

| 区分                                                                      | 追加保険料の払込み                             |
|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| ① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い、追加保険料を請求したとき。 | 保険契約者は、請求日にその全額を一括して当社に払い込まなければなりません。 |
| ② 契約条件変更の申出を承認する場合で、追加保険料を請求したとき。                                       |                                       |

（2）本条（1）の規定にかかわらず、保険契約者は、第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）の規定による追加保険料を変更確認書記載の回数および金額に分割して、次表のとおり払い込むことができます。

| 区分              | 追加保険料の払込み                  |
|-----------------|----------------------------|
| ① 第1回分割追加保険料    | 請求日に当社に払い込むものとします。         |
| ② 第2回目以降分割追加保険料 | 追加保険料払込期日までに当社に払い込むものとします。 |

- (3) 第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合において、追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当社は、追加保険料払込期日にその分割追加保険料の払込みがあったものとみなします。

#### 第5条（追加保険料領収前の損害賠償請求）

- (1) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)①の追加保険料を請求する場合において、この保険契約の普通保険約款に定める当社による保険契約の解除に関する規定により、この保険契約を解除できるときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (2) 第4条（追加保険料の払込方法）(1)②の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその払込みを怠ったときは、当社は、変更日から追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。
- (3) 追加保険料が第4条（追加保険料の払込方法）(2)の定めるところにより、分割して払い込まれる場合には、次のとおりとします。
- ① 保険契約者が第1回分割追加保険料について、その払込みを怠った場合は、本条(1)および(2)の規定を適用します。
  - ② 保険契約者が第2回目以降分割追加保険料について、その分割追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、その追加保険料払込期日の翌日以後になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。
  - ③ 上記②の規定にかかわらず、第2回目以降分割追加保険料の払込方法が口座振替による場合であって、保険契約者がその分割追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかったときは、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

（注）第3条（保険料領収前の損害賠償請求）(3)の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

#### 第6条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険料払込期日（注1）の属する月の翌月末日までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
  - ② 保険料払込期日（注1）までに、その保険料払込期日（注1）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがなく、かつ、次回保険料払込期日（注3）までに、次回保険料払込期日（注3）に払い込まれるべき分割保険料（注2）の払込みがない場合
- (2) 本条(1)の解除は、次の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
- ① 本条(1)①による解除の場合は、その分割保険料（注2）を払い込むべき保険料払込期日（注1）または満期日のいずれか早い日
  - ② 本条(1)②による解除の場合は、次回保険料払込期日（注3）または満期日のいずれか早い日
- （注1）第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、追加保険料払込期日を含みます。
- （注2）第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、分割追加保険料を含みます。
- （注3）第4条（追加保険料の払込方法）(2)の規定により追加保険料が分割して払い込まれる場合は、次回追加保険料払込期日を含みます。

#### 第7条（保険料の返還または追加保険料の請求）

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定により保険料の返還または追加保険料の請求をすべき事由が発生した場合には、当社は、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定にかかわらず、当社の定めるところにより、保険料の返還または追加保険料の請求をします。

#### 第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。



# 保険料クレジットカード払特約

## 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

|   | 用語         | 説明                                                                                                                    |
|---|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| く | クレジットカード   | 当社の指定するクレジットカードをいいます。                                                                                                 |
|   | クレジットカード会社 | クレジットカードの発行会社をいいます。                                                                                                   |
| ほ | 保険料        | 保険契約者がこの保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭で、告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合、通知義務の規定に定める事実が発生した場合または契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い請求した追加保険料を含みます。 |

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを受け入れる場合に適用されます。

### 第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、保険料をクレジットカードによって払い込むことができるものとします。

### 第3条（保険料領収前の損害賠償請求）

(1) 第2条（保険料の払込方法）の規定により保険契約者がクレジットカードによって保険料を払い込む場合、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時（注）以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前になされた損害賠償請求の取扱いに関する規定を適用しません。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、本条（1）の規定を適用しません。

① 当社がクレジットカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいる場合には、その保険料が払い込まれたものとみなして本条（1）の規定を適用します。

② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

（注）保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

### 第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

(1) 第3条（保険料領収前の損害賠償請求）（2）①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用した場合において、本条（1）の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条（保険料領収前の損害賠償請求）（1）の規定を適用します。

### 第5条（保険料の返還等の特則）

この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、クレジットカード会社から保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

### 第6条（当社からの保険契約の解除）

(1) 当社は、保険契約者が第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 本条（1）の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第7条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

## 初回保険料口座振替特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。



|   | 用語      | 説明                                                                        |
|---|---------|---------------------------------------------------------------------------|
| こ | 口座振替    | 指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。                                             |
| し | 指定口座    | 保険契約者の指定する口座をいいます。                                                        |
|   | 初回保険料   | 保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。 |
| て | 提携金融機関  | 当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。                                         |
| ふ | 分割保険料   | 保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券記載の金額をいいます。                                  |
| ほ | 保険料払込期日 | 提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。                                                   |

### 第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

- ① 保険契約締結の時に、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② 次のいずれかの条件を満たすこと。
  - ア. この保険契約の締結および保険契約者から当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出が、始期日の属する月の前月末日までになされること。
  - イ. 保険契約者が、この保険契約の申込みおよび当社への損害保険料預金口座振替依頼書等の提出を当社所定の連絡先に行うこと。

### 第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、保険料払込期日に、口座振替によって初回保険料を払い込むことができます。
- (2) 本条（1）の場合、保険契約者は、保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (3) 保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、保険料払込期日に初回保険料の払込みがあったものとみなします。

### 第3条（保険料領収前の損害賠償請求）

- (1) 保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前になされた損害賠償請求による損害に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前になされた損害賠償請求の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条（2）の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 本条（3）の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、保険料が分割して払い込まれるときは、当社は保険料払込期日の属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する分割保険料をあわせて請求できるものとします。

### 第4条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の損害賠償請求）（2）の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前になされた損害賠償請求による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、損害賠償請求のなされた日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。
- (3) 本条（2）の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日（注）までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金相当額の全額の返還を請求することができます。

（注）第3条（保険料領収前の損害賠償請求）（4）の規定が適用される場合においては、「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」とします。

### 第5条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条（1）の規定は、この保険契約に適用される保険料分割払に関する特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

(3) 本条(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

## 第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

## 初回追加保険料口座振替特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

(50音順)

|   | 用語        | 説明                                                                              |
|---|-----------|---------------------------------------------------------------------------------|
| こ | 口座振替      | 指定口座から口座振替により保険料を集金することをいいます。                                                   |
| し | 指定口座      | 保険契約者の指定する口座をいいます。                                                              |
|   | 初回追加保険料   | 追加保険料を一括して払い込む場合は、当社が請求した追加保険料の総額をいい、追加保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割追加保険料をいいます。 |
| つ | 追加保険料払込期日 | 提携金融機関ごとに当社の定める期日をいいます。                                                         |
| て | 提携金融機関    | 当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。                                               |
| ふ | 分割追加保険料   | 追加保険料を変更確認書記載の回数に分割した金額であって、変更確認書記載の金額をいいます。                                    |

## 第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をすべて満たしている場合で、保険契約者がこの特約を適用する旨申し出て、当社がこれを引き受けるときに適用されます。

① この保険契約の保険料払込方法が口座振替による場合であること。

② 次のいずれかの条件を満たすこと。

ア、保険証券または保険申込書の記載事項の変更が保険期間が始まる時までに発生したことにより、保険契約者または被保険者が訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を行った場合であって、始期日を変更日として保険契約内容の変更が行われること。

イ、上記ア、以外の場合であって、保険契約者または被保険者が、訂正の申出、通知事項の通知または契約条件変更の申出を当社所定の連絡先に行うこと。

## 第2条(追加保険料の払込方法)

(1) この保険契約の保険料の返還または追加保険料の請求の規定に従い、当社が追加保険料を請求したときは、保険契約者は、追加保険料払込期日に、口座振替によって初回追加保険料を払い込むことができます。

(2) 本条(1)の場合、保険契約者は、追加保険料払込期日の前日までに初回追加保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。

(3) 追加保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回追加保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがあったものとみなします。

(4) 保険契約者は、契約条件変更の申出については、保険契約者または被保険者に正当な理由がある場合を除いてこれを撤回することはできません。

## 第3条(追加保険料領収前の損害賠償請求)

(1) 追加保険料払込期日に初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回追加保険料を追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まねばなりません。

(2) 当社は、保険契約者が追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回追加保険料を払い込んだ場合には、初回追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める追加保険料領収前になされた損害賠償請求の取扱いに関する規定を適用しません。

(3) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が、告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

(4) 本条(2)の規定にかかわらず、保険契約者が契約条件変更の申出を承認する場合の追加保険料について、その初回追加保険料を払い込むべき追加保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、変更日から初回追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に従い、保険金を支払います。

(5) 本条(3)および(4)の規定にかかわらず、保険契約者が初回追加保険料の払込みを怠ったことについて故意および重大な過失がなかった場合は、当社は、「追加保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々

月末日」と読み替えてこの特約の規定を適用します。この場合において、追加保険料が分割して払い込まれるときは、当社は追加保険料払込期日の属する月の翌々月の追加保険料払込期日に請求する分割追加保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間中にこの規定（注）が既に適用されている場合には、当社は、保険契約者に対して、追加保険料払込期日到来前の分割追加保険料の全額を一括して請求できるものとします。

（注）この保険契約に適用される他の特約に定める「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定および「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」を「追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替える規定を含みます。

第4条（追加保険料領収前の保険金支払）

- （1）第3条（追加保険料領収前の損害賠償請求）（2）の規定により、被保険者が、初回追加保険料の払込み前になされた損害賠償請求による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回追加保険料を当社に払い込まなければなりません。
- （2）本条（1）の規定にかかわらず、損害賠償請求のなされた日が、追加保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回追加保険料を追加保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回追加保険料が払い込まれたものとみなしてその損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。
- （3）本条（2）の確約に反して保険契約者が追加保険料払込期日まで初回追加保険料の払込みを怠り、かつ、追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して次表に定める保険金相当額の返還を請求することができます。

| 追加保険料の種類                                                               | 返還を請求できる保険金の額                                    |                                |
|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------|
| ① 告知義務の規定に基づき告知した内容が事実と異なる場合または通知義務の規定に定める事実が発生した場合の規定に従い追加保険料を請求したとき。 | なされた損害賠償請求による損害に対して既に支払った保険金相当額の全額               |                                |
| ② 契約条件変更の申出を承認する場合の規定に従い追加保険料を請求したとき。                                  | 次の算式により算出される額<br>なされた損害賠償請求による損害に対して既に支払った保険金相当額 | 第3条（追加保険料領収前の損害賠償請求）（4）の保険金相当額 |

第5条（当社からの保険契約の解除）

- （1）当社は、追加保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに、初回追加保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （2）本条（1）の解除は、変更日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

初回保険料払込取扱票・請求書払特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次表のとおりとします。

（50音順）

|   | 用語        | 説明                                                                         |
|---|-----------|----------------------------------------------------------------------------|
| あ | 後払型決済手段   | クレジットカード払、携帯電話料金合算払等、利用者が代金を決済機関に対して後払いする決済手段をいいます。                        |
| け | 携帯電話会社    | 携帯電話の通信サービスを提供している当社の指定する会社をいいます。                                          |
|   | 携帯電話料金合算払 | 携帯電話端末を通じて役務を提供する事業者の代金について、携帯電話会社が、携帯電話の契約者から携帯電話の利用料金と合わせて請求する決済手段をいいます。 |
|   | 決済機関      | 決済手段を提供する事業者をいいます。                                                         |
| し | 初回保険料     | 保険料を一括して払い込む場合は、この保険契約に定められた保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、第1回目に払い込むべき分割保険料をいいます。  |
| は | 払込取扱票     | 当社所定の書面（注）による払込取扱票をいいます。<br>（注）当社所定の書面には、電子媒体によるものを含みます。                   |
| ほ | 保険料払込期日   | 始期日の属する月の翌々月末日をいいます。                                                       |

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、この保険契約の申込みを当社所定の連絡先に行う場合

で、保険証券にこの特約を適用する旨記載されているときに適用されます。

## 第2条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、次のいずれかの方法により、初回保険料を払い込むことができます。
  - ① 保険料払込期日までに、払込取扱票を使用して払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、当社の定める決済手段によって初回保険料を払い込むことができます。
  - ② 保険料払込期日までに、上記①以外の当社が指定する方法により払い込むものとします。
- (2) 本条（1）①により初回保険料を払い込む場合は、当社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時点（注）で初回保険料の払込みがあったものとみなします。

（注）払込みを行った時点とは、当社の定める決済手段による場合、その決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い手続を行い、初回保険料相当額全額の払込手続が完了したことが手続画面に表示された時点を行います。

## 第3条（保険料領収前の損害賠償請求）

- (1) 保険料払込期日までに初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌月末日までに当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前になされた損害賠償請求による損害に対しては、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料領収前になされた損害賠償請求の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 本条（2）の規定にかかわらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、始期日から初回保険料領収までの間になされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 保険契約者が後払型決済手段により初回保険料を払い込む場合で、当社が初回保険料相当額を領収できないときには、第2条（保険料の払込方法）（2）の規定を適用しません。ただし、保険契約者が決済手段所定の手続を行い、決済機関に対してこの保険契約にかかわる初回保険料相当額を既に払い込んでいる場合には、その初回保険料が払い込まれたものとみなして同条（2）の規定を適用します。

## 第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- (1) 第3条（保険料領収前の損害賠償請求）（4）の初回保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に初回保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、決済機関に対してこの保険契約にかかわる初回保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ金額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が決済手段所定の手続を行った場合において、本条（1）の規定により当社が初回保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその初回保険料を払い込んだときは、第2条（保険料の払込方法）（2）の規定を適用します。

## 第5条（保険料の返還の特則）

保険契約者が後払型決済手段により初回保険料を払い込む場合において、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約に定める保険料の返還または追加保険料の請求に関する規定により、当社が保険料を返還するときは、当社は、初回保険料相当額を領収したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が初回保険料を直接当社に払い込んだ場合および保険契約者が決済手段所定の手続を行い、決済機関に対してこの保険契約にかかわる初回保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、当社は、初回保険料相当額を領収したことを確認したものとみなして保険料を返還します。

## 第6条（保険料領収前の保険金支払）

- (1) 第3条（保険料領収前の損害賠償請求）（2）の規定により、被保険者が、初回保険料の払込み前になされた損害賠償請求による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 本条（1）の規定にかかわらず、損害賠償請求のされた日が、保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当社が承認したときは、当社は、初回保険料が払い込まれたものとみなしてその損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。
- (3) 本条（2）の確約に反して保険契約者が保険料払込期日まで初回保険料の払込みを怠り、かつ、保険料払込期日の属する月の翌月末日までその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対して既に支払った保険金相当額の全額の返還を請求することができます。

## 第7条（当社からの保険契約の解除）

- (1) 当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (2) 本条（1）の規定は、この保険契約に適用された保険料を分割して払い込むこと

を定める特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。

(3) 本条(1)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(4) 当社は、保険契約者が第4条(保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い)(2)の初回保険料の払込みを怠った場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(5) 本条(4)の解除は、始期日から将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第8条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに適用される他の特約の規定を準用します。

## 保険料確定特約

#### 第1条(保険料算出の基礎)

(1) この特約において、保険料を定めるために用いる「領収金」または「売上高」は、それぞれ次の定義によります。

##### ① 領収金

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度1年間において、保険証券記載の業務または仕事によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいいます。

##### ② 売上高

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度1年間において、保険証券記載の業務によって被保険者が販売または提供する商品またはサービスの税込対価の総額をいいます。

(2) 当社は、保険料が本条(1)に掲げるもの以外の金額または数量に対する割合によって定められる場合においては、本条(1)に準じて、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度1年間等におけるその金額または数量を保険料を定めるために用います。

#### 第2条(保険料精算の省略)

当社は、包括職業賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第22条(保険料の精算)(1)および(3)、第23条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)②ただし書きおよび③ただし書き、第24条(保険料の返還・無効または失効の場合)(2)、第26条(保険料の返還・解約または解除の場合)(2)の規定を適用しません。

#### 第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定を準用します。

## サイバーインシデント限定補償特約

### 「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、次のとおりとします。

(50音順)

|   | 用語         | 説明                                                                                                                                                                                                                                             |
|---|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こ | コンピュータシステム | 情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備ならびにこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、通信用回線、周辺機器、ソフトウェア、電子データや、クラウド等のサービスにより利用されるものを含みます。                                                                                                  |
| さ | サイバーインシデント | 次のものをいいます。<br>① サイバー攻撃により生じた事象<br>② サイバー攻撃以外の事由により生じた以下の事象<br>ア. ソフトウェア、電子データの損壊、書換え、消失または流出<br>イ. コンピュータシステムへのアクセスの制限<br>ウ. 上記ア. およびイ. 以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合                                               |
|   | サイバー攻撃     | コンピュータシステムへのアクセスまたはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連する不正な行為または犯罪行為を指し、以下のものを含みます。<br>① 正当な使用権限を有さない者による、不正アクセス<br>② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為<br>③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為<br>④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に情報を入手する行為 |

#### 第1条(サイバーインシデント限定補償)

(1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、サイバーインシデントに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。



(2) 当社は、サイバー攻撃により生じた事象以外のサイバーインシデントに起因する損害に対しては、本条(1)の規定を適用しません。

第2条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、包括職業賠償責任保険普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

先行行為補償特約

第1条(先行行為補償)

当社は、この特約により、包括職業賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第6条(保険金を支払わない場合—その4)①の規定中「初年度契約の始期日」とあるのは「保険証券記載の遡及日」と読み替えて適用するものとします。

第2条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

損害賠償請求期間延長特約

第1条(損害賠償請求期間延長)

(1) 当社は、この特約により、この保険契約の保険期間終了後、保険証券記載の延長期間以内に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合には、この保険契約の保険期間終了日にその損害賠償請求がなされたものとみなします。

(2) 本条(1)の規定は、この保険契約の保険期間が次のいずれかに該当する事由により終了した場合において、この保険契約の保険期間の終了日を保険期間の開始日とする包括職業賠償責任保険契約がないときに適用します。

- ① 包括職業賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第13条(通知義務)(2)の規定による解除
- ② 普通保険約款第18条(保険契約者による保険契約の解約)の規定による解約
- ③ 失効または解除もしくは解約によらない終了

(3) 本条(1)の損害賠償請求は、保険期間の終了日より前に行われた行為に起因するものに限り適用します。

(4) 本条(1)の規定は、損害賠償請求期間のみを延長するものであって、残存する保険期間中総支払限度額がそのまま適用されます。

(5) この特約を保険期間中に削除する場合は、当社は既に領収したこの特約に対応する保険料を返還します。

第2条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

国外危険補償特約

第1条(保険責任のおよぶ地域)

包括職業賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第11条(保険責任のおよぶ地域)の規定にかかわらず、当社は、被保険者が保険証券の適用地域欄に記載された地域(以下「保険適用地域」といいます。)において行った行為に起因して、保険適用地域においてなされた損害賠償請求による損害に対して保険金を支払います。ただし、当社は、保険適用地域外で既になされた損害賠償請求に対する判決等の承認または執行について、保険適用地域内でなされた損害賠償請求による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

上乗せ保険契約特約

第1条(支払保険金)

包括職業賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第8条(支払保険金)(2)および普通保険約款第32条(他の保険契約等がある場合の支払保険金)の規定にかかわらず、当社が支払う保険金の額は、一連の損害賠償請求について、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額(以下「支払限度額」といいます。)を限度とします。

|       |   |          |   |                                                                                                                                               |
|-------|---|----------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険金の額 | = | 損害の額の合計額 | — | 次のいずれか大きい額<br>① 別表記載の保険契約(以下「第一次保険」といいます。)により支払われる保険金の額(第一次保険が2以上ある場合は、その合算額とします。)とその免責金額(第一次保険が2以上ある場合は、そのうち最も低い額とします。)の合算額<br>② 保険証券記載の免責金額 |
|-------|---|----------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第2条(第一次保険の維持)

(1) 保険契約者および被保険者は、この保険契約の保険期間中、第一次保険の効力を



維持するものとし、その保険条件を変更してはなりません。ただし、保険金の支払によって第一次保険の保険期間中支払限度額が減額された場合を除きます。

- (2) 保険契約者および被保険者が、正当な理由がなく本条(1)の措置を怠った場合は、当社はその第一次保険が有効であったものとみなし、第1条(支払保険金)の規定を適用します。

### 第3条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

## 別表

### 第一次保険

|        |            |
|--------|------------|
| 証券番号   | 保険証券記載のとおり |
| 保険契約者  |            |
| 被保険者   |            |
| 保険期間   |            |
| 支払限度額  |            |
| 免責金額   |            |
| 引受保険会社 |            |

## 求償権放棄特約

当社は、包括職業賠償責任保険普通保険約款第35条(代位)(1)の規定により当社に移転した権利のうち、求償権を行使しない者として保険証券に記載された者に対する権利についてはこれを行いません。ただし、その者の故意によって損害が生じた場合を除きます。

## 被保険者の追加に関する特約

### 第1条(追加被保険者)

- (1) この特約において、被保険者とは、保険証券の記名被保険者欄に記載された者(以下「記名被保険者」といいます。)のほか、追加被保険者として保険証券に記載された者(以下「追加被保険者」といいます。)を含みます。
- (2) 本条(1)に規定する追加被保険者については、記名被保険者の業務に起因して損害を被る場合に限り、被保険者に含めます。
- (3) 包括職業賠償責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)およびこの保険契約に適用されるその他の特約の規定は、本条(1)に規定する者ごとに個別に適用します。

### 第2条(保険金を支払わない場合)

当社は、第1条(追加被保険者)(3)の規定にかかわらず、第1条(1)に規定する者相互間の事故に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条(支払保険金)

当社が支払うべき保険金の額は、第1条(追加被保険者)(1)に規定する者の数にかかわらず、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。

### 第4条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。

# Ⅳ. 返還保険料のお取扱いについて

## 「用語の説明」

| 用語    |                            | 説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |        |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
|-------|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|-----|--------|------|
| 解約    | 保険契約者からの解約                 | 保険契約者からのお申出によるご契約の解約をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |        |        |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
|       | 中途更改解約                     | 現存契約をいったん解約し、現存契約と同一の保険契約者による新契約（賠償責任保険に限ります。）をその解約日を保険期間の初日として、現存契約の保険期間以上の保険期間で同一の保険会社（共同保険契約において少なくとも一つの保険会社がその構成会社として残る場合を含みます。）と締結することをいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |        |        |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
| 解除    |                            | 当社が、普通保険約款またはご契約にセットされる特約の規定により行うご契約の解除をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |        |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
| 無効    |                            | この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかったものとして取扱うことをいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |        |        |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
| 失効    |                            | この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |        |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
| 料率    | 短期料率                       | 期間に応じて定める次の割合をいいます。 <table><tr><th>期間</th><th>短期料率</th><th>期間</th><th>短期料率</th></tr><tr><td>7日まで</td><td>10%</td><td>6か月まで</td><td>70%</td></tr><tr><td>15日まで</td><td>15%</td><td>7か月まで</td><td>75%</td></tr><tr><td>1か月まで</td><td>25%</td><td>8か月まで</td><td>80%</td></tr><tr><td>2か月まで</td><td>35%</td><td>9か月まで</td><td>85%</td></tr><tr><td>3か月まで</td><td>45%</td><td>10か月まで</td><td>90%</td></tr><tr><td>4か月まで</td><td>55%</td><td>11か月まで</td><td>95%</td></tr><tr><td>5か月まで</td><td>65%</td><td>12か月まで</td><td>100%</td></tr></table> | 期間     | 短期料率   | 期間   | 短期料率 | 7日まで  | 10%   | 6か月まで | 70%   | 15日まで | 15%   | 7か月まで | 75%   | 1か月まで | 25%   | 8か月まで | 80%   | 2か月まで | 35%   | 9か月まで  | 85%    | 3か月まで | 45%   | 10か月まで | 90%    | 4か月まで | 55%   | 11か月まで | 95%    | 5か月まで | 65% | 12か月まで | 100% |
|       |                            | 期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 短期料率   | 期間     | 短期料率 |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
|       |                            | 7日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 10%    | 6か月まで  | 70%  |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
|       |                            | 15日まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 15%    | 7か月まで  | 75%  |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
|       |                            | 1か月まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 25%    | 8か月まで  | 80%  |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
|       |                            | 2か月まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 35%    | 9か月まで  | 85%  |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
|       |                            | 3か月まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 45%    | 10か月まで | 90%  |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
|       |                            | 4か月まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 55%    | 11か月まで | 95%  |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
|       | 5か月まで                      | 65%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 12か月まで | 100%   |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
|       | 月割                         | 期間に応じて定める次の割合をいいます。 <table><tr><th>期間</th><th>月割</th><th>期間</th><th>月割</th></tr><tr><td>1か月まで</td><td>12分の1</td><td>7か月まで</td><td>12分の7</td></tr><tr><td>2か月まで</td><td>12分の2</td><td>8か月まで</td><td>12分の8</td></tr><tr><td>3か月まで</td><td>12分の3</td><td>9か月まで</td><td>12分の9</td></tr><tr><td>4か月まで</td><td>12分の4</td><td>10か月まで</td><td>12分の10</td></tr><tr><td>5か月まで</td><td>12分の5</td><td>11か月まで</td><td>12分の11</td></tr><tr><td>6か月まで</td><td>12分の6</td><td>12か月まで</td><td>12分の12</td></tr></table>                                       | 期間     | 月割     | 期間   | 月割   | 1か月まで | 12分の1 | 7か月まで | 12分の7 | 2か月まで | 12分の2 | 8か月まで | 12分の8 | 3か月まで | 12分の3 | 9か月まで | 12分の9 | 4か月まで | 12分の4 | 10か月まで | 12分の10 | 5か月まで | 12分の5 | 11か月まで | 12分の11 | 6か月まで | 12分の6 | 12か月まで | 12分の12 |       |     |        |      |
| 期間    |                            | 月割                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 期間     | 月割     |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
| 1か月まで |                            | 12分の1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 7か月まで  | 12分の7  |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
| 2か月まで |                            | 12分の2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 8か月まで  | 12分の8  |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
| 3か月まで |                            | 12分の3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 9か月まで  | 12分の9  |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
| 4か月まで |                            | 12分の4                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 10か月まで | 12分の10 |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
| 5か月まで |                            | 12分の5                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 11か月まで | 12分の11 |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
| 6か月まで | 12分の6                      | 12か月まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 12分の12 |        |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
| 日割    | 期間の日数を、保険期間の日数で除した割合をいいます。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |        |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
| 期間    | 保険期間                       | ご契約の保険証券に記載された保険期間をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |        |        |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
|       | 既経過期間（既経過日数・月数）            | ご契約の始期日から、解約日、解除日または失効日までの期間（日数・月数）をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |        |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
|       | 未経過期間（未経過日数・月数）            | 解約日、解除日または失効日から、ご契約の満期日までの期間（日数・月数）をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |        |        |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
| 保険料   | 年間保険料                      | 保険期間を1年間とした場合にお払込みいただく保険料をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |        |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |
|       | 分割保険料                      | 一般分割払、大口分割払における1回分の保険料をいいます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |        |        |      |      |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |        |        |       |       |        |        |       |       |        |        |       |     |        |      |

|                  |     |                                                                                                                                      |
|------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保険料<br>算出の<br>基礎 | 確定型 | <p>保険契約締結時に、保険料算出の基礎が固定されるものをいいます。</p> <p>例：<br/>面積、距離、原油処理能力、定員数、台数、本数、請負金額、人数・入場者数、(予測値)、参加人数(予測値)、契約締結時点の生徒数、その他前年実績にもとづく数値 等</p> |
|                  | 累積型 | <p>実績が積みあがっていくものであって、保険契約締結時には正確な数値がつかめないものをいいます。</p> <p>例：<br/>賃金、人数・入場者数(実績値)、参加人数(実績値)、売上高、領収金、販売トン数、完成工事高・売上高、索動輸送人数 等</p>       |
|                  | 増減型 | <p>実績が増減するものであって、保険契約締結時には保険期間中の正確な数値がつかめないものをいいます。</p> <p>例：<br/>生徒数、児童数、世帯数、会員数 等</p>                                              |

<返還保険料の計算方法等について>

1. サイバーセキュリティ保険の場合

解約、解除、無効、失効または取消の場合の返還保険料の計算方法は、保険料の払込方法別に下表のとおりです。

※「サイバーセキュリティ保険」は「サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険」のペットネームです。

①一時払契約

| 区分 \ 類型        |                       | 確定型        | 累積型          |
|----------------|-----------------------|------------|--------------|
| 保険契約者からの解約     |                       | 月割<br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 |
| 中途<br>更改<br>解約 | 保険料が同額または増額           | 月割         | 確定精算         |
|                | 保険料が減額                | 月割<br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 |
| 解除             | 告知義務に関する規定による解除       | 月割         | 確定精算         |
|                | 通知義務に関する規定による解除       | 月割         | 確定精算         |
|                | 重大事由による解除             | 月割         | 確定精算         |
| 無効             | 保険金の不法取得を目的とした保険契約の無効 | 返還しません     | 返還しません       |
|                | 上記以外                  | 全額返還       | 全額返還         |
| 失効             |                       | 月割         | 確定精算         |
| 取消（詐欺・強迫）      |                       | 返還しません     | 返還しません       |

※【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、最低保険料の規定が適用されます。

②一般分割払契約

| 区分 \ 類型        |                       | 確定型        | 累積型          |
|----------------|-----------------------|------------|--------------|
| 保険契約者からの解約     |                       | 月割<br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 |
| 中途<br>更改<br>解約 | 保険料が同額または増額           | 月割         | 確定精算         |
|                | 保険料が減額                | 月割<br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 |
| 解除             | 告知義務に関する規定による解除       | 月割         | 確定精算         |
|                | 通知義務に関する規定による解除       | 月割         | 確定精算         |
|                | 重大事由による解除             | 月割         | 確定精算         |
|                | 保険料・分割保険料不払解除         | 月割         | 確定精算         |
| 無効             | 保険金の不法取得を目的とした保険契約の無効 | 返還しません     | 返還しません       |
|                | 上記以外                  | 全額返還       | 全額返還         |
| 失効             |                       | 月割         | 確定精算         |
| 取消（詐欺・強迫）      |                       | 返還しません     | 返還しません       |

※ 【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、お払込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

③大口分割払契約

| 区分 \ 類型        |                       | 確定型        | 累積型          |
|----------------|-----------------------|------------|--------------|
| 保険契約者からの解約     |                       | 月割<br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 |
| 中途<br>更改<br>解約 | 保険料が同額または増額           | 月割         | 確定精算         |
|                | 保険料が減額                | 月割<br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 |
| 解除             | 告知義務に関する規定による解除       | 月割         | 確定精算         |
|                | 通知義務に関する規定による解除       | 月割         | 確定精算         |
|                | 重大事由による解除             | 月割         | 確定精算         |
|                | 保険料・分割保険料不払解除         | 月割         | 確定精算         |
| 無効             | 保険金の不法取得を目的とした保険契約の無効 | 返還しません     | 返還しません       |
|                | 上記以外                  | 全額返還       | 全額返還         |
| 失効             |                       | 月割         | 確定精算         |
| 取消（詐欺・強迫）      |                       | 返還しません     | 返還しません       |

※ 【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、お申込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。



2. サイバーセキュリティ保険以外の場合

解約、解除、無効、失効または取消の場合の返還保険料の計算方法は、保険料の払込方法別に下表のとおりです。

①一時払契約

| 区分 \ 類型        |                                   | 確定型                         | 累積型          | 増減型          |
|----------------|-----------------------------------|-----------------------------|--------------|--------------|
| 保険契約者からの解約     |                                   | 短期料率 <sup>(注)</sup><br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 |
| 中途<br>更改<br>解約 | 保険料が同額<br>または増額                   | 日割                          | 確定精算         | 確定精算         |
|                | 保険料が減額                            | 短期料率 <sup>(注)</sup><br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 |
| 解除             | 告知義務の規定による解除                      | 日割                          | 確定精算         | 確定精算         |
|                | 通知義務の規定による解除                      | 日割                          | 確定精算         | 確定精算         |
|                | 重大事由による解除                         | 日割                          | 確定精算         | 確定精算         |
| 無効             | 保険金の不法<br>取得を目的と<br>した保険契約<br>の無効 | 返還しません。                     | 返還しません。      | 返還しません。      |
|                | 上記以外                              | 全額返還                        | 全額返還         | 全額返還         |
| 失効             |                                   | 日割                          | 確定精算         | 確定精算         |
| 取消（詐欺・強迫）      |                                   | 返還しません。                     | 返還しません。      | 返還しません。      |

（注）保険期間が1年超の契約については、解約日の属する契約年度について適用します。  
（その後の契約年度に対する保険料については、全額を返還します。）

※【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、最低保険料の規定が適用されます。

②一般分割払契約

| 区分 \ 類型        |                       | 確定型        | 累積型          | 増減型          |
|----------------|-----------------------|------------|--------------|--------------|
| 保険契約者からの解約     |                       | 月割<br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 |
| 中途<br>更改<br>解約 | 保険料が同額<br>または増額       | 日割         | 確定精算         | 確定精算         |
|                | 保険料が減額                | 月割<br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 |
| 解除             | 告知義務の規定による解除          | 日割         | 確定精算         | 確定精算         |
|                | 通知義務の規定による解除          | 日割         | 確定精算         | 確定精算         |
|                | 重大事由による解除             | 日割         | 確定精算         | 確定精算         |
|                | 分割保険料不払による解除          | 日割         | 確定精算         | 確定精算         |
| 無効             | 保険金の不法取得を目的とした保険契約の無効 | 返還しません。    | 返還しません。      | 返還しません。      |
|                | 上記以外                  | 全額返還       | 全額返還         | 全額返還         |
| 失効             |                       | 日割         | 確定精算         | 確定精算         |
| 取消（詐欺・強迫）      |                       | 返還しません。    | 返還しません。      | 返還しません。      |

※ 【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、お払込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

③大口分割払契約

| 区分 \ 類型        |                       | 確定型                         | 累積型          | 増減型          |
|----------------|-----------------------|-----------------------------|--------------|--------------|
| 保険契約者からの解約     |                       | 短期料率 <sup>(注)</sup><br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 |
| 中途<br>更改<br>解約 | 保険料が同額<br>または増額       | 日割                          | 確定精算         | 確定精算         |
|                | 保険料が減額                | 短期料率 <sup>(注)</sup><br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 | 確定精算<br>【最低】 |
| 解除             | 告知義務の規定による解除          | 日割                          | 確定精算         | 確定精算         |
|                | 通知義務の規定による解除          | 日割                          | 確定精算         | 確定精算         |
|                | 重大事由による解除             | 日割                          | 確定精算         | 確定精算         |
|                | 分割保険料不払による解除          | 日割                          | 確定精算         | 確定精算         |
| 無効             | 保険金の不法取得を目的とした保険契約の無効 | 返還しません。                     | 返還しません。      | 返還しません。      |
|                | 上記以外                  | 全額返還                        | 全額返還         | 全額返還         |
| 失効             |                       | 日割                          | 確定精算         | 確定精算         |
| 取消（詐欺・強迫）      |                       | 返還しません。                     | 返還しません。      | 返還しません。      |

（注）保険期間が1年超の契約については、解約日の属する契約年度について適用します。  
（その後の契約年度に対する保険料については、全額を返還します。）

※【最低】の表示がある場合は、返還保険料の計算にあたり、お払込みいただいた保険料が最低保険料未満のときは、その差額を払い込んでいただく必要があります。

## ご注意

- ◆返還保険料の計算は、記名被保険者ごとに1円位を四捨五入して10円単位とします。なお、計算の順序・計算過程における端数処理等の影響により、後に記載された計算方法に従って算出される金額と実際に返還される金額とが異なる場合があります。
- ◆期間に含まれる日数の計算にあたっては、その期間の初日の翌日を起算日とします。
- ◆解約時または解除時に未払込保険料がある場合には、後に記載された計算方法に従って算出される金額から、未払込保険料相当額を差し引いて返還保険料をお支払いします。なお、未払込保険料の額が返還保険料の額を上回る場合は、その差額を追加保険料として保険契約者に請求します。
- ◆解約、解除、無効、失効、または取消の場合の返還保険料について、普通保険約款に記載していますので、ご参照願います。またセットされる特約にも返還保険料について記載している場合がありますので、あわせてご参照願います。
  - 無効または失効の場合  
包括職業賠償責任保険普通保険約款第24条
  - 取消の場合  
包括職業賠償責任保険普通保険約款第25条
  - 解約または解除の場合  
包括職業賠償責任保険普通保険約款第26条
- ◆解約時または解除時において、既にご契約内容の変更があった場合には、お取扱いが異なりますので、代理店・扱者または当社までお問合わせください。

## <計算方法・計算例①> 短期料率

返還保険料＝年間保険料×（100％－既経過期間に対応する短期料率）

### 一時払契約

- ◆保険期間：当年4月1日～翌年4月1日  
（保険期間1年）
  - ◆年間保険料：50,000円
  - ◆解約日：当年6月15日  
（既経過期間：3か月まで・短期料率45％）
- 返還保険料      ＝ 50,000円×（100％－45％）  
                  ＝ 50,000円×0.55  
                  ＝ 27,500円（返還保険料）

### 分割払契約

- ◆保険期間：当年4月1日～翌年4月1日  
（保険期間1年）
  - ◆年間保険料：500,040円  
（分割保険料41,670円×12回、第3回目まで保険料を払込済）
  - ◆解約日：当年6月15日  
（既経過期間：3か月まで・短期率45％）
- 返還保険料      ＝ 500,040円×（100％－45％）  
                  ＝ 275,022円  
                  → 275,020円
- 未払込保険料   ＝ 41,670円×9回  
                  ＝▲375,030円
- 
- 差      引      ＝▲100,010円（追加保険料）

## <計算方法・計算例②> 日割(注)

返還保険料＝年間保険料× $\frac{\text{未経過日数}}{365\text{日}}$

### 一時払契約

- ◆保険期間：当年4月1日～翌年4月1日  
（保険期間1年）
  - ◆年間保険料：580,400円
  - ◆解約日：翌年1月18日  
（未経過日数：翌年1月18日～翌年4月1日まで⇒未経過日数73日）
- 返還保険料      ＝ 580,400円× $\frac{73\text{日}}{365\text{日}}$ ＝116,080円  
                  → 116,080円（返還保険料）

### 分割払契約

- ◆保険期間：当年4月1日～翌年4月1日  
（保険期間1年）
  - ◆年間保険料：525,600円  
（分割保険料43,800円×12回、第2回目まで保険料を払込済）
  - ◆解約日：当年6月13日  
（未経過日数：当年6月13日～翌年4月1日まで⇒未経過日数292日）
- 返還保険料      ＝ 525,600円× $\frac{292\text{日}}{365\text{日}}$ ＝420,480円
- 未払込保険料   ＝ 43,800円×10回  
                  ＝▲438,000円
- 
- 差      引      ＝ ▲17,520円（追加保険料）

(注) 平年（うるう年以外の年）の計算例となります。

## <計算方法・計算例③> 月割

返還保険料＝年間保険料×（1－既経過月数に対応する月割）

### 一時払契約

◆保険期間：当年4月1日～翌年4月1日  
（保険期間1年）

◆年間保険料：52,560円

◆解約日：当年6月15日

（既経過月数：当年4月1日～当年6月15日・3か月まで）

$$\begin{aligned}\text{返還保険料} &= 52,560\text{円} \times \left(1 - \frac{\text{3か月}}{\text{12か月}}\right) \\ &= 39,420\text{円（返還保険料）}\end{aligned}$$

### 分割払契約

◆保険期間：当年4月1日～翌年4月1日  
（保険期間1年）

◆年間保険料：52,560円

（分割保険料4,380円×12回、初回分の保険料を払込済）

◆解約日：当年6月15日

（既経過月数：当年4月1日～当年6月15日・3か月まで）

$$\begin{aligned}\text{返還保険料} &= 52,560\text{円} \times \left(1 - \frac{\text{3か月}}{\text{12か月}}\right) \\ &= 39,420\text{円} \\ \text{未払込保険料} &= 4,380\text{円} \times 11\text{回} \\ &= \text{▲}48,180\text{円}\end{aligned}$$

---

$$\text{差 引} = \text{▲}8,760\text{円（追加保険料）}$$

## V. 保険会社等のご連絡・お問い合わせ窓口

### 1 サイバーセキュリティ保険緊急サポート

サイバーセキュリティ保険のお客さま限定サービス  
（令和3年4月1日利用開始）

お客さまがサイバー攻撃のおそれ、システムや機器の不具合などのサイバーセキュリティに関連するトラブル（以下「サイバートラブル」といいます。）に見舞われた際、迅速な初動対応や被害拡大防止などにお役立ていただくためのサービス「サイバーセキュリティ保険緊急サポート」を提供しております。

#### （1）サービス内容

お客さまに発生したサイバートラブルに関する初期の支援を目的に、専用窓口（フリーダイヤル）による初期アドバイス、リモートサポートによるウィルス駆除やセキュリティ診断等を行うサービスです。

#### 専用窓口

**0120-188-456**（通話料無料）

- 受付時間 9:00～21:00（2022年10月1日から24時間365日）
- おかけ間違いにご注意ください。

#### （2）サービス対象者

サイバーセキュリティ保険の保険契約者または記名被保険者

#### （3）サービス提供会社

日本PCサービス株式会社



#### (4) サービス利用料

サービス利用料はかかりません。ただし、ネットワーク接続時のデータ通信費はお客さまのご負担となります。

#### (5) サービス期間

ご契約の保険期間中に限ります。なお、サービス期間中の利用回数の制限はありません。

#### (6) その他留意事項

- ・本サービスは、アドバイスや簡易的な処置を提供するものであり、サイバートラブルを根本的に解決することを約束するものではありません。
- ・リモートサポートは、サービス対象者のネットワーク環境に接続することに同意のあった場合に限り提供します。サービス対象者の指示・同意に基づいて、遠隔操作にてサービス対象者のネットワーク環境上のマルウェアその他の不正なプログラムを駆除する場合があります。
- ・本サービスの結果に起因して発生した事象について、当社およびサービス提供会社は一切責任を負いません。
- ・サービス内容を予告なく変更・中止する場合があります。

## 2 事故時のご連絡窓口

保険期間の途中で事故が起こった場合のご連絡先は、以下のとおりとなっております。

#### ＜事故が起こった場合＞

- (1) 事故が起こった場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社までご連絡ください。
- (2) このご契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

なお、下記の『あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター』では、専門の係員が事故の受付をさせていただきますので、ご利用ください。

※『サイバーセキュリティ保険緊急サポート』でも事故の受付は可能です。

**あいおいニッセイ同和損保  
あんしんサポートセンター**

**0120-985-024**（無料）

- 受付時間 24時間365日
- IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。

## 3 ご契約に関するご連絡・お問合わせがある場合

ご契約の保険証券記載の代理店・扱者または当社までご連絡ください。

## 4 指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

**一般社団法人 日本損害保険協会  
そんぽADRセンター**

〔ナビダイヤル〕

（全国共通・通話料有料）

**0570-022-808**

- 受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
- 携帯電話からもご利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。  
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.



# MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.



スマホ決済  
コンビニストア払  
ゆうちょ銀行払  
ペイジー払

(初回保険料払込取扱票・請求書払特約)

で手続きされたお客さまへのお願い

保険料払込み用の「払込取扱票」は  
保険証券とは別にお送りしております

保険証券到着後、1週間を経過しても払込取扱票が届かない場合は、  
保険証券に記載の代理店・扱者までご照会ください。

「保険料お払込みのご案内」が届きましたら  
すぐに封筒をご開封ください

払込取扱票に記載の内容をご確認のうえ、当社指定のスマホ決済サー  
ビスもしくはコンビニエンスストア<sup>(注)</sup>、ゆうちょ銀行(郵便局)または  
ペイジーにて、保険料の払込みをお願いします。

(注) 当社指定のスマホ決済サービスまたはコンビニエンスストアにつきましては、払込  
取扱票の裏面をご確認ください。

保険料は払込期日までに払い込んでください

払込期日までに保険料の全額を払い込んでいただけない場合は、  
保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

保険料スマホ決済サービスについての  
注意事項

- 保険料スマホ決済サービスは、「払込取扱票」にあるQRコード<sup>(注)</sup>を  
スマートフォン・タブレット等で読み取り、決済サービスを選択して  
手続きをしていただく払込方法です。
- 各決済サービスのご利用限度額等のご利用条件については、お客  
さまがご契約されている決済サービス運営会社が定める会員規約  
やサービス利用規約等に従います。
- すでに保険料スマホ決済サービスにて保険料を払込み済みと確認  
できた場合は「払込取扱票」をお送りしません。  
万が一、行き違いで届きました場合は、重複してお払込みのないよ  
うご注意ください。

(注) QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

事故が起こった場合

あいおいニッセイ同和損保  
あんしんサポートセンター

**0120-985-024** (無料)

- 受付時間 24時間365日
- IP電話からは0276-90-8852(有料)におかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。

事故が起こった場合は、遅滞なくご契約の代理店・扱者または当社に  
ご連絡ください。

なお、上記の『あいおいニッセイ同和損保あんしんサポートセンター』  
では、専門の係員が事故の受付をさせていただきます。

また、サイバーセキュリティ特約をセットされたお客さま向けに、サイバー  
セキュリティに関連するトラブルが発生した場合にご利用いただける  
相談窓口もご用意しております。サービスの詳細は「**V. 保険会社等  
のご連絡・お問合わせ窓口**」**1** サイバーセキュリティ保険緊急サポート」  
をご確認ください。